



「情報セキュリティ対策支援システムの刷新」に係る 一般競争入札

(総合評価落札方式)

入札説明書

2023年7月14日

独立行政法人情報処理推進機構

目 次

I. 入札説明書	3
II. 契約書（案）	20
III. 仕様書	29
IV. 入札資料作成要領及び評価手順	63
V. 評価項目一覧	75

I. 入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構の請負契約に係る入札公告（2023年7月14日付け公告）に基づく入札については、関係法令並びに独立行政法人情報処理推進機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 作業の名称 | 情報セキュリティ対策支援システムの刷新 |
| (2) 作業内容等 | 別紙仕様書のとおり。 |
| (3) 履行期限 | 別紙仕様書のとおり。 |
| (4) 入札方法 | 落札者の決定は総合評価落札方式をもって行うので、
① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6. (4) 提出書類一覧」に記載の提出書類を提出すること。
② 上記①の提出書類のうち提案書については、入札資料作成要領に従って作成、提出すること。
③ 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積るものとする。入札金額は、「情報セキュリティ対策支援システムの刷新」に関する総価とし、総価には本件業務に係る一切の費用を含むものとする。
④ 入札書については③の総価のほか、その内訳として、別紙の項目1. 入札に付する事項に記載の各項目毎の金額も別紙の項目2. 入札時の留意事項に従って記載すること。
⑤ 落札の条件として、④の内訳金額が予定価格の内訳にある各項目毎の各金額以下であることとする。
⑥ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑦ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできないものとする。 |

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 3. 入札者の義務(3)においてシステム要件案の貸与を受けた者であること。
- (7) 過去3年以内に情報管理の不備を理由にIPAから契約を解除されている者ではないこと。

3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、当入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構入札心得を了知のうえ、入札に参

加しなければならない。

- (2) 入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 入札者は、代表者印を押印した秘密保持誓約書（別掲を参照）を提出した上で、機構から本業務に係るシステム要件案の貸与を受け、6. (2) 提出期限までに必ず機構に返却しなければならない。

なお、システム要件案の交付期間は2023年7月14日（金）から2023年7月28日（金）までの10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とする。貸与を希望する者は、事前に14. (4) 担当部署へ電子メールにより依頼し日時の調整を行うこと。調整せずに訪問された場合は、こちらの準備が間に合わないため別日での調整をお願いする。また、交付期間終了後は、いかなる理由があっても貸与しない。

- (4) 入札者は、システム要件案を参考に、実現内容について事前に確認した上で入札に参加しなければならない。（システム要件案の貸与を受けない場合は、適合要件を満たさない。）

4. 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

5. 入札に関する質問の受付等

(1) 質問の方法

質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

2023年7月14日（金）から2023年8月21日（月） 17時00分まで。

なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。

(3) 担当部署

14. (4) のとおり

6. 入札書等の提出方法及び提出期限等

(1) 受付期間

2023年8月28日（月）から2023年8月30日（水）。

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く）の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とする。

(2) 提出期限

2023年8月30日（水） 17時00分必着。

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

(3) 提出先

14. (4) のとおり。

(4) 提出書類一覧

No.	提出書類		部数
①	委任状（代理人に委任する場合）	様式2	1通
②	入札書（封緘）	様式3	1通
③	提案書（別紙を含む）	—	5部及び 電子ファイル
④	添付資料（2種類） 「IV. 入札資料作成要領及び評価手順」を参照のこと		5部
⑤	補足資料（任意）		5部
⑥	評価項目一覧	—	5部
⑦	令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し	—	1通
⑧	提案書受理票	様式4	1通

(5) 提出方法

① 入札書等提出書類を持参により提出する場合

入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（14. (4)の担当者名）を記載するとともに「情報セキュリティ対策支援システムの刷新 一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（14. (4)の担当者名）を記載し、かつ、「情報セキュリティ対策支援システムの刷新 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。

② 入札書等提出書類を郵便等（書留）により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「情報セキュリティ対策支援システムの刷新 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

(6) 提出後

入札書等提出書類を受理した場合は、提案書受理票を入札者に交付する。なお、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。

7. 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

2023年9月8日（金） 14時00分

(2) 開札の場所

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階
独立行政法人情報処理推進機構 会議室B

8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

独立行政法人情報処理推進機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

10. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

11. 契約書作成の要否 要（Ⅱ. 契約書（案）を参照）

12. 支払の条件

契約代金は、業務の完了後、当機構が適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払うものとする。

13. 契約者の氏名並びにその所属先の名称及び所在地

〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 理事長 齊藤 裕

14. その他

- (1) 入札者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)するもの

とする。

(3) 落札者は、契約締結時までに入札内訳書の電子データを提出するものとする。

(4) 仕様書に関する照会先、入札に関する質問の受付、入札書類の提出先
〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス18階

独立行政法人情報処理推進機構

セキュリティセンター セキュリティ普及啓発・振興部 普及啓発グループ 担当：山田、
福本

TEL：080-3271-0959

E-mail：isec-sme-kobo@ipa.go.jp

なお、直接提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス13階の当機構総合受付
を訪問すること。

(5) 入札行為に関する照会先

独立行政法人情報処理推進機構 財務部 契約グループ 担当：今木、菊池

TEL：03-5978-7502

E-mail：fa-bid-kt@ipa.go.jp

1. 入札に付する事項

No	項目	仕様書該当箇所	数量	納期	納入場所
1	システム刷新 業務一式	3.4. 成果物の 表2のNo1-9	1式	2024.10.31	3.7.3. 納入 場所のとおり
2	運用保守業務 (72ヶ月総額)	3.4. 成果物の 表2のNo10-11	1式	2030.9.30まで の毎月末	3.7.3. 納入 場所のとおり

2. 入札時の留意事項

入札書には、別紙として次のとおり記載したものを添付すること。

通貨単位：円

No	項目	仕様書該当箇所	数量	税抜価格	納期	納入場所
1	システム刷新 業務一式	3.4. 成果物の 表2のNo1-9	1式		2024.10.31	3.7.3. 納入 場所のとおり
2	運用保守業務 (72ヶ月総額)	3.4. 成果物の 表2のNo10-11	1式		2030.9.30まで の毎月末	3.7.3. 納入 場所のとおり
合計			1式			

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

【別掲】

令和5年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕 殿

秘密保持誓約書

当社は、「情報セキュリティ対策支援システムの刷新」に関する手続において、貴機構から貸与を許可された情報のうち、公知の情報以外（以下「秘密情報」という。）の取扱いに関しては、下記の事項を厳守することを、ここに誓約致します。

記

1. 秘密情報を本入札に関係する役職員以外の者に対して開示又は漏洩致しません。
2. 秘密情報は本入札のためだけに利用致します。
3. 当社が秘密情報を外部に開示又は漏洩したことにより、貴機構が損害を被った場合には、損害賠償等について真摯に対応致します。

以上

(住所)
(会社名)
(代表者名)

印

(様式 1)

令和5年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構

セキュリティセンター セキュリティ普及啓発・振興部 普及啓発グループ

担当者殿

質 問 書

「情報セキュリティ対策支援システムの刷新」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPAのホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。)また、質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

(様式 2)

令和 5 年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名
(又は代理人)

印

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、「情報セキュリティ対策支援システムの刷新」の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人(又は復代理人)

所在地

所属・役職名

氏名

使用印鑑



(様式 3)

令和5年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は代理人、復代理人氏名)

印

入 札 書

入札金額 円 _____

(※ 下記件名に係る費用の総価を記載すること)

件 名 「情報セキュリティ対策支援システムの刷新」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札内訳書を添付して入札いたします。

入 札 内 訳 書

件 名 「情報セキュリティ対策支援システムの刷新」

通貨単位：円

No	項目	仕様書該当箇所	数量	税抜価格	納期	納入場所
1	システム刷新 業務	3.4. 成果物の 表2のNo1-9	1式		2024.10.31	3.7.3. 納入 場所のとおり
2	運用保守業務 (72ヶ月総額)	3.4. 成果物の 表2のNo10-11	1式		2030.9.30まで の毎月末	3.7.3. 納入 場所のとおり
合計			1式			

(様式 4)

提案書受理票 (控)

提案書受理番号

件名：「情報セキュリティ対策支援システムの刷新」

【入札者記載欄】

提出年月日： 令和5年 月 日	
法人名：	
所在地： 〒	
担当者： 所属・役職名	
氏名	
TEL	FAX
E-Mail	

【IPA担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	委任状 (委任する場合)	1 通		②	入札書 (封緘)	1 通	
③	提案書 (別紙を含む)	5 部		③	提案書 (電子ファイル)	1 部	
④	添付資料 (2 種類)	5 部		⑤	補足資料 (任意)	5 部	
⑥	評価項目一覧	5 部		⑦	資格審査結果通知書の写し	1 通	
⑧	提案書受理票	(本紙)					

切り取り

提案書受理番号

提案書受理票

令和5年 月 日

件名 「情報セキュリティ対策支援システムの刷新」

法人名 (入札者が記載) :

担当者名 (入札者が記載) : 殿

貴殿から提出された標記提案書を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構
セキュリティセンター セキュリティ普及啓発・振興部
普及啓発グループ

担当者名 : (印)

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

(趣 旨)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。
2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

(入札書の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。
2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(郵便等入札)

第7条 郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。
2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。
2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

(条件付きの入札)

第9条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあつては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札の取り止め等)

第 10 条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第 11 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札者に求められる義務を満すことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第 12 条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第 13 条 工事その他の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第 26 条の 3 第 1 項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が 10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第 14 条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあつては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして著しく不相当であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とすることがある。
- (1) 最低価格落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者
 - (2) 総合評価落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高かった者

(再度入札)

第 15 条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定)

第 16 条 落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第 12 条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第 17 条 落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 5 日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書に使用する言語及び通貨)

第 18 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第 19 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(参 考)

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

II. 契約書 (案)

〇〇〇〇情財第〇〇号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「情報セキュリティ対策支援システムの刷新」に関する請負契約を締結する。

(契約の目的)

- 第1条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書及び提案書記載の「情報セキュリティ対策支援システムの刷新」（以下、「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約及び関係法令の定めに従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。
- 2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

(再請負の制限)

- 第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(責任者の選任)

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(納入物件及び納入期限)

第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

(契約金額)

第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とし、各々の納入物件に対する内訳は以下のとおりとする。

納入物件	契約金額（内訳）
システム刷新業務 一式	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円）
運用保守業務 （72ヶ月 総額） （2024/10/1～2030/9/30）	72ヶ月 総額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （月額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円） （うち消費税及び地方消費税（総額）〇〇〇, 〇〇〇円） （うち消費税及び地方消費税（月額）〇〇〇, 〇〇〇円）

- 2 契約期間中に税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、その都度、改正以降における消費税及び地方消費税額は、変動後の比率により計算することとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第8条 甲は、各々の納入物件の納入を受けた日から10日以内に、当該納入物件について別紙仕様書及び提案書に基づき検査を行い、同仕様書及び提案書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。

2 各々の納入物件について、前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3 請負業務は、運用保守業務の2030年9月利用分が本条による検査に合格した日をもって完了とする。

4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、請負業務完了の日から1年以内に各々の納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書及び提案書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。

一 修補等が不能であるとき。

二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。

5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(対価の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、第8条第2項の規定による検査の合格又は第8条第3項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。

2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))によって、遅延利息を支払うものとする。

3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされな

いことを確認し了解する。

(遅延損害金)

第 11 条 各々の納入物件について、天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 に相当する額を徴収することができる。

2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第 12 条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。

- 一 仕様書及び提案書その他契約条件の変更（乙に帰責事由ある場合を除く。）。
- 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

3 本案件において、2024（令和 6）年度以降の予算措置等がなされない場合には、当該年度に係る本契約は取り止めることとする。なお、当該年度における業務は、予算が成立後（年度内成立の場合は 4 月 1 日）に実施するものとする。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、第 9 条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第 4 号乃至第 6 号の場合は催告を要しない。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
- 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
- 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
- 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
- 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。
- 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第 1 項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。

4 甲は、第 1 項第 1 号乃至第 4 号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。

5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がそのを超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第 5 条所定の契約金額を超えないものとする。

2 第 11 条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第 15 条 乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

第 16 条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、甲に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、契約期間中に、甲の要請により、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速やかに甲と協議し対策を講ずること。

3 乙は、本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、甲の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを甲が確認できる方法で証明すること。

4 乙は、本契約を終了又は契約解除する場合には、乙において本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、甲の確認を必ず受けること。

5 乙は、契約期間中及び契約終了後においても、本契約に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

6 乙は、本契約の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について甲に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに甲に報告を行い、原因究明及びその対処等について甲と協議の上、その指示に従うこと。

7 乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

8 乙は、当機構が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

9 乙は、本契約に従事する者を限定すること。また、乙の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、本契約の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に提示すること。なお、本契約の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を甲に再提示すること。

10 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

11 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(知的財産権)

第 17 条 請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 8 条第 3 項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。

2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれ

ている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。

- 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第 28 条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第 18 条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。

- 2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
- 3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。

- 2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等を行うことができる。
- 3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
- 4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第 20 条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第 21 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年

法律第 45 号) 第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する金額(その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第 5 条 乙は、本契約に関する再請負先等(再請負先(下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。)並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定す違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

2023年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに

従うものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

- 2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

- 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

Ⅲ. 仕様書

「情報セキュリティ対策支援システムの刷新」

(仕 様 書)

独立行政法人 情報処理推進機構

内 容

1. はじめに	32
1.1. システムの目的	33
1.2. 用語の定義	33
1.3. 対象業務の概要	36
2. 開発方針	38
2.1. アーキテクチャ	38
2.2. 開発手法	39
2.3. システム設計	39
3. 開発範囲	39
3.1. 調達物件等	39
3.2. 作業範囲	40
3.3. 環境	40
3.4. 成果物	40
3.5. スケジュール	42
3.6. IPAと請負者の役割と責任	42
3.7. 納入要件	43
3.7.1. 設置場所	43
3.7.2. 納入物件および納入期限	43
3.7.3. 納入場所	43
3.8. 検収要件	43
4. 業務要件	43
5. 機能要件	44
5.1. 機能(案)	44
5.1.1. ポータルサイト(案)	44
5.1.2. 学習支援システム(案)	44
5.1.3. 情報セキュリティ診断システム(案)	45
5.1.4. セキュリティプレゼンターサポートシステム(案)	45
5.1.5. SECURITY ACTION自己宣言システム(案)	46
5.2. 追加・変更機能一覧(案)	46
5.2.1. ポータルサイト(案)	46
5.2.2. 学習支援システム(案)	47
5.2.3. 情報セキュリティ診断システム(案)	47
5.2.4. セキュリティプレゼンターサポートシステム(案)	48
5.2.5. SECURITY ACTION自己宣言システム(案)	49
5.3. 画面(案)	50
5.3.1. ポータルサイト(案)	50
5.3.2. 学習支援システム(案)	51
5.3.3. 情報セキュリティ診断システム(案)	51
5.3.4. セキュリティプレゼンターサポートシステム(案)	51
5.3.5. SECURITY ACTION自己宣言システム(案)	52
5.4. 情報(案)	52
5.5. 帳票(案)	52
5.5.1. 学習支援システム(案)	52
5.5.2. 情報セキュリティ診断システム(案)	52
5.6. 外部インターフェース(案)	52
5.7. データ移行(案)	53
6. 非機能要件	53
6.1. 信頼性	53
6.2. 拡張性	53
6.3. 上位互換性	53

6.4.	システム中立性	53
6.5.	事業継続性	53
6.6.	規模・性能	53
6.7.	セキュリティ	53
6.7.1.	セキュリティ対策方針	53
6.7.2.	セキュリティ要件	53
6.7.3.	セキュリティ対策の改善	53
6.8.	ユーザビリティおよびアクセシビリティ	53
6.8.1.	ユーザビリティ	53
6.8.2.	アクセシビリティ	53
6.8.3.	クライアント機器	54
6.8.4.	ターゲットブラウザ	54
6.9.	教育・研修	54
6.10.	運用・保守	54
6.10.1.	平常時対応	54
6.10.2.	障害時対応	55
6.10.3.	ステージング環境の維持管理	56
6.10.4.	クラウド利用料の請求代行	56
7.	稼働環境等要件	56
7.1.	稼働環境	56
7.2.	全体構成	56
8.	テスト要件	56
8.1.	テスト方針	56
8.2.	テスト計画の策定	57
8.3.	テスト結果報告	57
8.4.	テスト方法	57
8.4.1.	総合テスト	57
8.4.2.	受入れテスト、ペネトレーションテスト	57
8.5.	テストデータ	57
9.	移行に関する要件	58
9.1.	移行データ	58
9.3.	初期設定	58
10.	プロジェクト管理に関する要件	58
10.1.	プロジェクトの体制	58
10.2.	スケジュール管理	61
10.3.	品質管理およびリスク管理	61
10.4.	課題管理	61
10.5.	コミュニケーション管理	61
10.6.	その他	62

1. はじめに

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、中小企業の情報セキュリティ対策水準を向上させることを目的として、「情報セキュリティ対策支援システム」（以下「現行システム」という。）を開発し、現在公開中である（<https://security-shien.ipa.go.jp/>）。

現行システムは、5つの個別のシステム（①診断／学習システム、②セキュリティプレゼンターサポートシステム、③セミナーサポートシステム、④SECURITY ACTION 自己宣言システム及び、⑤情報セキュリティ対策ベンチマークシステム（以下「ベンチマーク」という。）／サイバーセキュリティ経営可視化ツール（以下「可視化ツール」という。）で構成（以下「個別システム」という。）されている。



【図1. 現行システム全体像イメージ】

現行システムは2016年度の導入から6年以上が経過し、2024年9月末に保証期限を迎える。また、現行システムは冗長化されておらず、システム障害等の不具合が発生した場合や、IPA内システム・インフラ機器等のメンテナンスが実施された場合、長時間のシステム停止が発生する可能性がある。さらに、学習支援システム利用者の増加などで、現行システムへのアクセス数増加による物理サーバーのリソース枯渇を危惧している。そのため、現在の基盤を含めたりプレースを行う必要がある。

また、国や地方自治体の補助金・助成金においてSECURITY ACTION 自己宣言の申込を申請要件とするものが増えつつあり、④SECURITY ACTION 自己宣言システムのアクセス増、データ増が顕著である。加えて、自己宣言が申込済か否かを照合し回答するAPI機能を補助金の申請システムへ提供していることから、導入時の要件よりも高い可用性や信頼性が求められている。

よって、これらの諸課題の解決を目的とする共に、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針(2022年(令和4年)12月28日 デジタル社会推進会議幹事会決定)」のクラウド・バイ・デフォルト原則、及びモダン技術の利用の方針に基づき、早急に現行システムを刷新し、国民にとって安定して使いやすいサービス提供を行う。

現行システムは、5つの個別システムで構成されているが、刷新するシステム（以下「本システム」という。）は一部構成を見直し、セミナーサポートシステム以外の4つの個別システム、(1)学習支援システム、(2)セキュリティプレゼンターサポートシステム、(3)情報セキュリティ診断システム、(4)SECURITY ACTION 自己宣言システムで構成される。

1.1. システムの目的

今回の刷新において、以下の目的を達成する。

- (1) システム全体を通して、様々な障害発生を考慮したうえで可用性の高いシステム構成とし、安定したサービスの提供と管理コストの削減を可能とする。
- (2) 仮想化等の技術活用や大規模災害の発生時にも継続運用が可能となる等、情報システム全体の可用性を向上させることができるクラウドサービスの利用メリットを最大限活用してシステムの冗長化を行い、年間を通して稼働率 99.9%以上でのサービス提供を前提とする。
- (3) 現行システムの機能について十分に確認・理解をした上で、現行システムの機能を損なうことなく新システムの機能強化を図る。
- (4) 一部の DB や機能について統合することで、業務を効率化し人的ミスを防ぐ仕組みを組み込む。
- (5) 現行システムで、IPA 側が手動にて実施している業務について見直し、一般的な Web サイトで自動化されている機能について実装する。
- (6) 定期的かつ継続的に新機能追加が行われたり、他サービスとの連動を容易に行うことができるようなシステムを採用することで、今後新たな機能要件が発生した場合でも柔軟な機能拡張を可能とする。
- (7) 本システムの方式は、クラウドネイティブとし、クラウドが提供するマネージドサービス・機能を最大限活用するようデザインされたアーキテクチャとすること。特に、信頼性、拡張性、継続性等の向上に寄与するクラウドサービスと構成を選定する。
- (8) ビジネス価値（政策や業務レベル）に直結しない実行基盤やインフラリソース監視（ハードウェアの稼働、性能、エラー）などは、クラウドサービスを最大限に活用して、定量的計測を行い、業務レベルでのサービス改善につながる運用に注力する。
- (9) 監視は必要最低限の機能を構築し、必要に応じて順次拡大する。
- (10) クラウドネイティブの利点を活かし、ユーザー数、データ量の増加について、オートスケール機能などを活用し柔軟に動作する。想定として、20%程度の増加であれば、利用者はストレスを感じることなくシステムを利用できる。なお、IPA が想定するユーザー数、データ量については、「6. 非機能要件」を参照すること。
- (11) ログイン認証やデータ保存に際してインシデントが発生しないように、セキュリティを担保したシステム設計とする。
- (12) WEB コンテンツのアクセシビリティ規格である「JIS X 8341-3:2016」の適合レベル「AA」を目標に構築すること。また、レスポンスデザインにして、PC やスマートフォン等の多様な端末に対応できる。

1.2. 用語の定義

表 1 用語説明一覧

No.	用語	定義
1.	利用者	システムを利用する、もしくは利用する可能性のある者全てのこと。
2.	一般ユーザ	システムを利用する者全てのこと。登録ユーザと未登録ユーザが含まれる。
3.	運用管理者	システムの定常的な運用を行う者のこと。
4.	システム管理者	システムの動作を担保する者のこと。
5.	学習者	「学習支援システム」を利用して学習を行う者のこと。
6.	セキュリティプレゼンター	IPA のコンテンツを利用して、取引先企業や中小企業に対して情報セキュリティ普及啓発を行うコンサルタント（例：中小企業診断士、IT コーディネータ等）等の内、プレゼンターサポートシステムに登録している者のこと。
7.	候補者	セキュリティプレゼンターに登録可能な者のこと。

No.	用語	定義
		<p>公開 URL : https://security-shien.ipa.go.jp/diagnosis/benchmark/index.html?bm_id=2</p> <p>ただし、Web 版の再開時期は未定であるため、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0」に対応したサイバーセキュリティ経営可視化ツール（Excel 版、Ver2.0）を提供。サイバーセキュリティ経営可視化ツール（Excel 版、Ver2.0）は、「診断について」メニューの「可視化ツールについて」より「最新版」にリンクあり。（本サイト外）</p> <p>参考 URL : https://www.ipa.go.jp/security/economics/checktool.html</p>
14.	テーマ	<p>「ポイント学習」で学習する単位のこと。設問はテーマに紐付けて登録する。現在 19 種類のテーマがある。今後追加されていく予定である。</p> <p>例： 「保管について」、「持ち出しについて」など</p>
15.	コース	<p>業種別、職制別に設定されたテーマの集まり。テーマを選んで学習することを「ポイント学習」と呼ぶ。現状は映像以外である。映像でも作成する予定である。</p> <p>例：「建設業の経営者」コース、「卸売業の経営者」コースなど</p>
16.	スタータキット	<p>セキュリティプレゼンター登録申請者に送付するセキュリティプレゼンター向け各種ツール（登録コードが記載された送付状とパンフレット、DVD 等）のこと。</p>
17.	ポイント	<p>セキュリティプレゼンターが普及啓発活動を行った実績に対して IPA が付与するもの。実績に対する表彰等の目安として活用される。</p>
18.	利用者番号	<p>2020 年 5 月下旬から追加実装された番号。この番号で一度ログインすれば、全てのシステムで ID を入れ直さなくても利用可能。</p> <p>ただし、利用者番号と各 ID の紐づけが必要。紐づけは、ユーザーもしくは IPA 事務局で権限のある人が変更できる。</p>
19.	診断学習 ID	<p>「5分でできる！ポイント学習」と「5分でできる！自社診断」に発行される。</p>
20.	セキュリティプレゼンター ID	<p>セキュリティプレゼンターに発行される。過去の経緯から一部はメールアドレスの場合もある。「プレゼンター ID」ともいう。</p> <p>プレゼンターサポートシステムで運用・管理される。</p>

No.	用語	定義
21.	自己宣言 ID	SECURITY ACTION 自己宣言を行った事業者に発行される。 自己宣言していない場合は、「自己宣言する」ボタンから手続きが必要。 自己宣言しているユーザーは、現システムではログイン後に画面上部に表示される「利用者情報」を押下すると確認できる。 SECURITY ACTION 自己宣言システムで運用・管理される。
22.	トップページ	システムに訪問した際に最初に表示されるページのこと。 一般ユーザ、未登録ユーザ、登録ユーザ向けや運用管理者向け等がある。 公開 URL : https://security-shien.ipa.go.jp/index.html

上記以外の用語については、原則として「情報システム調達のための技術参照モデル (TRM) 平成 22 年度版」(経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課および独立行政法人情報処理推進機構 <http://www.ipa.go.jp/osc/trm/index.html>)、および共通フレーム 2013¹⁾に準ずる。

1.3. 対象業務の概要

現行システムは、5 つの個別システムで構成されているが、刷新するシステム（以下「本システム」という。）は、セミナーサポートシステム以外の 4 つの個別システムで構成する。4 つの個別システムは一部構成を見直し、(1)学習支援システム、(2)セキュリティプレゼンターサポートシステム、(3)情報セキュリティ診断システム、(4)SECURITY ACTION 自己宣言システムで構成される。



【図 2. 新システム全体像イメージ】

¹⁾ システムおよびソフトウェアの構想から開発、運用、保守、廃棄にいたるまでのライフサイクルを通して必要な作業内容、役割等を包括的に規定したもの。

<http://www.ipa.go.jp/about/press/20130304.html>

4つの個別システムは以下の機能を有する。

(1) 学習支援システム

中小企業で働く方を対象とした無料の学習ツール。身近にある職場の1コマを取り入れた親しみやすい学習テーマで、セキュリティに関する様々な事例を疑似体験しながら適切な対処法を学習することができるシステム。

参考 URL : (5分でできる!ポイント学習)

<https://security-shien.ipa.go.jp/learning/index.html>

(2) セキュリティプレゼンターサポートシステム

情報セキュリティに関する専門的知見を有し、IPAのコンテンツを活用し、中小企業に対して情報セキュリティの啓発や普及活動を行うセキュリティプレゼンターの登録・検索を行うことができるシステム。

参考 URL : (セキュリティプレゼンター支援)

<https://security-shien.ipa.go.jp/presenter/index.html>

(3) 情報セキュリティ診断システム

設問に答えるだけで、自社のセキュリティレベルの診断(5分でできる!自社診断)、他社との比較で診断(情報セキュリティ対策ベンチマーク)及び、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン(※)」の実施状況を診断(サイバーセキュリティ経営可視化ツール)することができるシステム。

参考 URL : (情報セキュリティ診断<<TOP>>)

<https://security-shien.ipa.go.jp/diagnosis/index.html>

※https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.htm

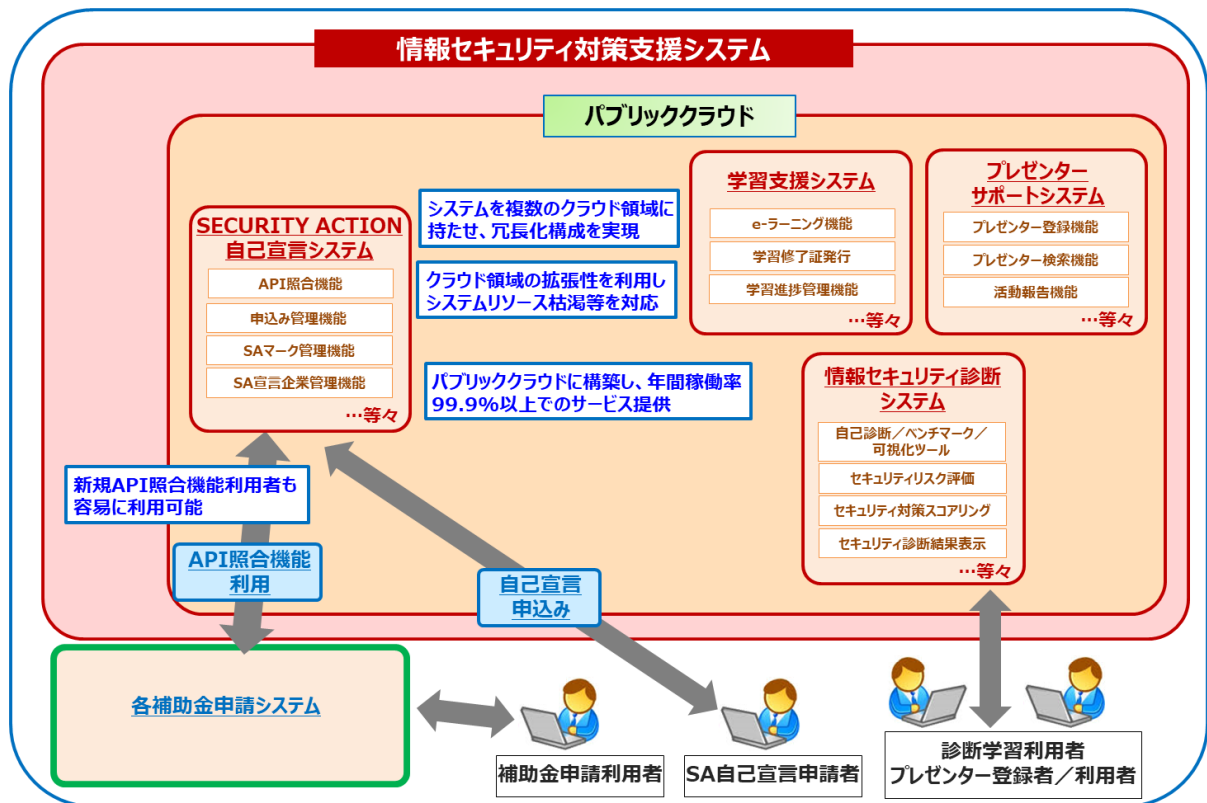
(4) SECURITY ACTION 自己宣言システム

中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度である SECURITY ACTION 自己宣言の申込み、宣言企業の検索、宣言 ID 取得有無を確認することができるシステム。宣言を示すロゴマークの発行には本システムから IPA への申請が必要であり、また本宣言が IT 導入補助金等の申請要件となっており、一部の事務局とは API にて連携している。

参考 URL : (SECURITY ACTION 自己宣言<<TOP>>)

<https://security-shien.ipa.go.jp/security/index.html>

これらを全てパブリッククラウド上に移行して、機能の強化(5. 機能要件を参照)を図る。



【図 3. 新システム基盤イメージ】

2. 開発方針

2.1. アーキテクチャ

- (1) 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」に基づき、コスト削減や柔軟なリソースの増減等の観点から、クラウドネイティブとし、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」に準拠したサービスを選定すること。
- (2) クラウド上で構築すること。利用するクラウドベンダは、以下のいずれかの条件を満たすサービスを採用すること。
 - ・ ISMAP クラウドサービスリストに掲載されていること。
 - ・ ISMAP クラウドサービスリストに掲載される予定があり、その申請時期が明確に示されていること。
 - ・ ISMAP 管理基準の管理策基準が求める対策と同等以上の水準を満たしている事が確認できる情報を提供可能なこと。
- (3) 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」に基づき、クラウドサービスの調達を行う際は「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。
- (4) セキュリティ機能や運用管理機能はクラウドが提供するマネージドサービスを積極的に活用して構成すること。
- (5) 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」を参考にクラウドスマートを目指すこと。
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/17ef852e/20221228_resources_standard_guidelines_guideline_01.pdf
- (6) サーバは構築せずにマネージドサービスを利用することや、インフラ環境をコードにより自動生成することが可能である。これにより、従来要していたサーバ構築に伴うコストや、手作業に係る工数を大きく削減することが可能となるため、積極的に活用すること。また、同様に脆弱性診断サービスなどについても活用すること。

- (7) 原則として準拠法については日本法とし、クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすること。ただし、データの保存性、災害対策等からメリットがある場合、または訴訟リスク等を踏まえ海外にあることが特に問題ないと認められる場合はこの限りではない。
- (8) 格納するデータやデータベースのうち機微な情報は暗号化を行うものとする。
- (9) データ項目や操作性について変更が生じる可能性があり、リリース後に継続的な機能向上や追加などを考慮して、機能変更/追加や新技術の採用が容易にでき、稼働中のサービスを停止することなくシステム更改ができるようマイクロサービスを前提とすること。マイクロサービス化の度合いは、継続的デリバリーを前提とした運用オフロードと開発時の生産性の担保を実現できるレベルとする。

2.2. 開発手法

- (1) 開発手法は定義しないものとする。機能により最適な開発手法を提案の上、IPA と協議し、決定すること。
- (2) アジャイル開発手法を採用する場合、IPA が実際の業務フローをイメージできる形でのレビューをあらかじめ計画し、フィードバックを反映できる期間を設けること。
- (3) いずれの方式であっても、機能として実装した仕様は、ドキュメント（チケット管理システムの Activity のみでは不足）に整備すること。ドキュメント形式は問わないが、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」(<https://cio.go.jp/guides>) の設計・開発の章にて謳われている内容を網羅するものとし、後の運用保守事業者などが俯瞰して仕様を把握できるようなものであること。
- (4) ドキュメントは必ずしも実装と同時に整備されている必要はないが、マニュアル・周知資料に必要な内容やデータモデルなどは整備する時期をプロジェクト計画書に盛り込むこと。
- (5) CMS (Contents Management System) の導入は必須と考える。
- (6) 提案する CMS 製品についてはソースコードの改修や、サードパーティ製のプラグインや機能追加モジュールを必要とせず、標準機能のみで運用が可能であることが望ましい。
- (7) 提案する CMS 製品についてはセキュリティリスクが発生した場合、早急に対策できる運用体制が可能なものとする。

2.3. システム設計

- (1) 本システムの方式は、クラウドネイティブとし、クラウドの提供サービス・機能を最大限活用するようデザインされたアーキテクチャとすること。特に、信頼性、拡張性、継続性等の向上に寄与するクラウドサービスと構成を選定すること。
- (2) 実行基盤、監視（ハードウェアの稼働、性能、エラー）など、クラウドサービスを最大限に活用することで、業務機能に注力する。
- (3) マネージドサービスやインフラ環境のコード管理 (IaC: Infrastructure as Code) を利用することで、構築や運用管理のコスト工数を大きく削減することが期待されるので、積極的な利用を検討し、提案書にて示すこと。
- (4) セキュリティ対策についても、マネージドサービスを活用を検討し、提案書にて示すこと。
- (5) アプリケーションについては、モダン化を検討する。これは、マイクロサービスでのアプリケーション構成やサーバレスサービスを利用してアプリケーションを運用することを想定しており、こちらについても提案書にて示すこと。
- (6) 監視は必要最低限の機能を構築し、必要に応じて順次拡大する。

3. 開発範囲

3.1. 調達物件等

- (1) 本書で記述する要求および要件を満たすソフトウェア
- (2) 本書で定義されるシステムの目的を達成するに要する OS、M/W、セキュリティ製品等を含むソフトウェア一式、クラウド環境一式
- (3) プロジェクト管理を達成するに要するツール一式

3.2. 作業範囲

- (1) 本書で記述する要求および要件を満たすソフトウェアの開発に係る、要件定義、基本設計、詳細設計、製造等の工程における作業、単体テストや結合テスト等の各種テスト、IPA 受入テスト支援やペネトレーションテスト対応、IPA 担当者への教育・訓練、環境構築、初期データセットアップ等の作業
- (2) 本書で記述するシステム開発に関するプロジェクト管理、課題管理、リスク管理等のプロジェクト推進に関する作業
- (3) 成果物およびプロジェクト管理に関する課題管理票、議事録等のドキュメント作成に関する作業
- (4) 2024 年 10 月 1 日～2030 年 9 月 30 日までの運用・保守作業。
- (5) 2024 年 10 月 1 日～2030 年 9 月 30 日までのクラウド利用料の収納代行。

3.3. 環境

- (1) システム開発に必要な作業場所、開発機器設置場所及び備品・消耗品を自ら用意すること。
- (2) 作業場所の入退室管理、作業場所内での開発機器、情報の取り扱い等については、請負者が責任を持って管理すること。
- (3) 要件および仕様に沿った設計・開発が実施できること。
- (4) 利用者にとって使い易いシステムを開発するために、IPA とコミュニケーションを取りながらフィードバックを行い、確認しながら進める中で改善に迅速に対応できるよう、継続的インテグレーション・継続的デリバリーを実現できる環境を整えること。
- (5) プロジェクト管理は JIRA、Backlog、Redmine などのクラウドサービス環境を整えること。
(IPA が利用できるアカウントも用意すること。)

3.4. 成果物

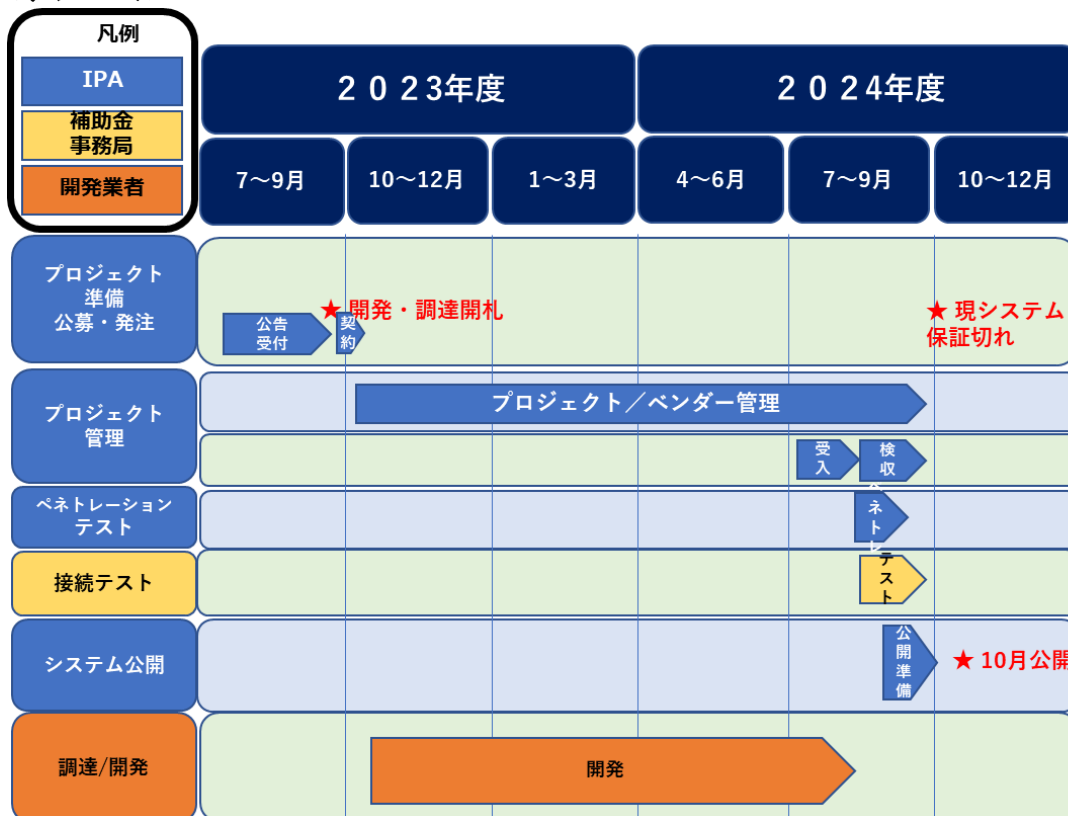
- (1) 成果物は事業継続するうえで実効性を伴う最低限のものとする。
- (2) 開発成果物は 3.7.2 の各納入期限までに提出すること。
- (3) 各開発成果物は、該当成果物の作成作業に着手する前に記載内容、記載レベルについて IPA の承認を得ること。成果物の一覧を「表 2 成果物」に示す。
- (4) なお、下記に示す開発成果物以外のドキュメント（プロジェクト進行に伴う報告書、議事録、課題管理票、連絡票等）についても、適宜 IPA に提出すること。
- (5) 電子データにて IPA に納入すること。納入方法や形式等については IPA が指定する様式とすること。

表 2 成果物

No.	開発成果物	内容	部数
1	要件定義書 基本設計書 詳細設計書 ハードウェア 要件定義書 稼働基盤要件定義書	仕様書に基づいて定義及び設計した、要件定義、基本設計、詳細設計を記載した資料。DB 設計書、画面設計書、ソフトウェア構成を含む。 仕様書に基づいた新システムが稼働するに足るハードウェア、稼働基盤の要件及び仕様を記載した資料。	1 式
2	テスト計画書 テスト仕様書 テスト結果報告書	本件で実施されるテスト全ての関連や目的を含む計画書。 テスト方法やテスト項目などを記載した資料と、それに基づき実施したテスト結果を記載した資料。 テストとは、単体テスト、結合テスト、総合テスト等を指す。	1 式
3	品質計画書 品質管理報告書	品質保証責任者の氏名、品質を保証するに足る品質管理方法、品質向上状況、定量的な検査結果を含む、品質管理報告書。	1 式

No.	開発成果物	内容	部数
4	ソースコード 実行プログラム 設定ファイル プログラムステップ数	開発したプログラムのソースコード、実行プログラム。オープンソースソフトウェアや商用製品を使用した場合は、そのソースコード（公開されている場合）と実行プログラム。 開発したプログラムやその他ソフトウェアの設定ファイル。 システム全体のプログラムステップ数。	1式
5	プロジェクト管理関連 データ	プロジェクト計画書、プロジェクト結果報告書、	1式
6	利用マニュアル	利用者（IPA外、IPA内）向けの利用方法を説明したマニュアル。	1式
7	教育及び訓練計画書 教育及び訓練テキスト	本番稼働前に実施する教育及び訓練の計画を示す、教育及び訓練計画書。 IPA運用管理者が教育及び訓練で利用するテキスト。	1式
8	移行計画書 移行結果報告書	総合テスト前や本番稼働前に実施するデータおよびシステム移行の計画を示す移行計画書。及び実施した結果を記載した資料。	1式
9	構築手順書 初期データ設定書 初期データ システム管理マニュアル 障害対応手順書	IPA運用管理者向け。 障害時にシステムを復旧（再構築）や、システムを増設する手順を示す資料（構築手順書）。 システムを稼働させる際に設定しておくべきデータの内容及び設定方法を示す資料（初期データ設定書）。 稼働時に設定したデータセット。 IPA運用管理者が日常的な業務遂行や、システムの設定変更を行うための資料。 障害発生時の切り分け手順を含む資料（障害対応手順書）。障害対応手順書には、切り分け手順、障害対応後のシステム動作確認手順を含む。	1式
10	運用実績報告書	毎月の運用・保守作業の実績報告書。	1式
11	クラウドサービスの利用 実績報告書	毎月のクラウドサービスの利用実績報告書。	1式

3.5. スケジュール



【図 4. スケジュール】

3.6. IPA と請負者の役割と責任

「本システム」開発における役割と責任を以下に示す。

表 3 開発時の役割

● : 主担当、▲ : 支援・参加、◎承認

工程	担当	IPA	本システムの請負者
プロジェクト管理		◎、●	●(*1)
要件定義		◎、●	●(*1)
設計・開発（構築）		◎	●
単体テスト		◎	●
結合テスト		◎、▲	●
総合テスト		◎、▲	●
受入れテスト		◎、●	▲(*1)、(*2)
ペネトレーションテスト		◎、●	▲(*1)、(*2)
マニュアル作成		◎、▲	●
移行刷新		◎、▲	●
プロジェクト評価		●	▲

(*1) : 本システムの請負者が主導的に調整等を実施し、発生する問題や課題に対して原因究明および解決に主導的に実施すること。

(*2) : IPA の支援を行うこと。また、IPA の指示に従い作業を実施すること。

3.7. 納入要件

3.7.1. 設置場所

- (1) クラウド上で構築すること。また、情報資産は指示しない限り日本国内に保管されること。ただし、データの保存性、災害対策等からメリットがある場合、または訴訟リスク等を踏まえ海外にあることが特に問題ないと認められる場合はこの限りではない。
- (2) 本システムの運用および保証に際し、各種要件（機能および非機能要件等）が満たされる場所であること。

3.7.2. 納入物件および納入期限

納入期限は以下の通り。それぞれの納入期限までに承認を得た成果物を IPA に納入すること。

- (1) 2024 年 10 月 31 日納品（中間納品）
開発にかかる資料および運用環境、ステージング環境。（3.4. 成果物の表 2 の No1-9）
- (2) 2024 年 10 月末から 2030 年 9 月末までの毎月末
運用実績報告書。クラウドサービスの利用実績報告書。（3.4. 成果物の表 2 の No10-11）

3.7.3. 納入場所

クラウド環境の電子スペース。納品完了後に下記に連絡すること。

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス18階
独立行政法人情報処理推進機構
TEL : 03-5978-7508
E-mail : isec-sme-kobo@ipa.go.jp

3.8. 検収要件

検収では、本書の条件、項目を満たすか否かにつき確認を行う。

- (1) システムおよびドキュメントについては、原則として公開を前提とした整備が行われていること。
- (2) システムおよび成果に関連するソフトウェア、システム、成果が対応可能な製品等については、それらを特定する名称やバージョンについて明確にされていること。
- (3) 運用時の実績を確認できるように、運用開始後、毎月末に運用実績とクラウドサービスの利用実績を報告すること。

4. 業務要件

以下の機能を有した 4 つの個別システムの刷新と各システムや各種のお知らせ等を掲載しているポータルサイト等が運用できる環境を構築、運用管理する。

(1) 学習支援システム

中小企業で働く方を対象とした無料の学習ツール。身近にある職場の 1 コマを取り入れた親しみやすい学習テーマで、セキュリティに関する様々な事例を疑似体験しながら適切な対処法を学習することができるシステム。

参考 URL : (5 分でできる！ポイント学習)

<https://security-shien.ipa.go.jp/learning/index.html>

(2) セキュリティプレゼンターサポートシステム

情報セキュリティに関する専門的知見を有し、IPA のコンテンツを活用し、中小企業に対して情報セキュリティの啓発や普及活動を行うセキュリティプレゼンターの登録・検索を行うことができるシステム。

参考 URL : (セキュリティプレゼンター支援)

<https://security-shien.ipa.go.jp/presenter/index.html>

(3) 情報セキュリティ診断システム

設問に答えるだけで、自社のセキュリティレベルの診断（5 分でできる！自社診断）、他社との比較で診断（情報セキュリティ対策ベンチマーク）及び、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン（※）」の実施状況を診断（サイバーセキュリティ経営可視化ツール）することができるシステム。

参考 URL : (情報セキュリティ診断<<TOP>>)

<https://security-shien.ipa.go.jp/diagnosis/index.html>

※https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.htm

(4) SECURITY ACTION 自己宣言システム

中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度である SECURITY ACTION 自己宣言の申込み、宣言企業の検索、宣言 ID 取得有無を確認することができるシステム。宣言を示すロゴマークの発行には本システムから IPA への申請が必要であり、また本宣言が IT 導入補助金等の申請要件となっており、一部の事務局とは API にて連携している。

参考 URL : (SECURITY ACTION 自己宣言<<TOP>>)

<https://security-shien.ipa.go.jp/security/index.html>

5. 機能要件

5.1. 機能(案)

現行のシステムが有する機能については、改修・改善するものを除き、全て利用できるようにすること。現行の機能については、別途貸出資料にて提供。

5.1.1. ポータルサイト(案)

ポータルサイト部分には CMS などを活用し、「必要な情報、コンテンツがすぐに見つかる」ものを目指し、利用者が欲しい情報に素早くタッチできるものとする。また、ポータルサイト部分のコンテンツは CMS で管理を行うこととする。なお、CMS の利用者は IPA の事務職員であり、HTML や CSS 等の専門知識はないものと想定する。想定される機能を以下に示すが、それにとらわれず、利用者が最も使いやすいものを請負者と協議の上決定し、サイトを構築するものとする。

(1) 一般利用者向け(案)

- ① 「情報セキュリティ対策支援システム」の紹介及びお知らせ
- ② 一般利用者に応じたサービスを選択できるレイアウト
- ③ 個別システムの呼出
- ④ 全国のセミナー開催情報の紹介
- ⑤ 役に立つサイトの紹介
- ⑥ セキュリティに関連する資料の検索 (IPA、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、経済産業省等の資料を検索可能とする。目的別、悩み事別、キーワード等、初心者でも容易に資料が検索できること。)
- ⑦ システム全体や個別システムの FAQ
- ⑧ 利用者登録

(2) IPA 運用管理者向け(案)

- ① システム稼働状況監視機能
- ② 障害監視機能
- ③ ログ監視機能
- ④ 各種分析機能
- ⑤ データ照会機能

5.1.2. 学習支援システム(案)

- (1) 現行システムの機能を踏襲し、効果的な学習が可能となる環境を提供すること。また、現行システムの資産(学習コンテンツ)を活用できること。
- (2) 学習環境の構築(学習コース)や学習コンテンツの新規作成(学習テーマ)、設問の作成や、それらを編集、公開等を行うために必要なツールを提供すること。
- (3) 一般利用者向け現行システムの機能及び画面レイアウトの参照は、下記 URL の「5分でできる!ポイント学習利用マニュアル」を参照すること。

<https://security-shien.ipa.go.jp/manual/5分でできる!ポイント学習利用マニュアル.pdf>

- (4) IPA 運用管理者向け機能について、現行システムを踏襲した下記の機能を提供すること。なお、現行システムの機能については、「運用管理システム利用マニュアル.pdf」ファイルの「7. 資料・ツール管理[診断/学習支援]」、「9. フリー枠管理(お知らせ管理)」、「27. 効果測定[学習支援]」、「36. アカウント管理(学習コンテンツ管理)」を参照すること。

- ① 設問の編集(作成、編集、削除、表示)の管理。
- ② 学習コンテンツと設問を組み合わせる学習テーマを設定する。
- ③ 学習テーマを選択して学習コースを設定する。
- ④ 学習コースの編集(登録、編集、削除、表示)の管理。
- ⑤ 学習テーマの編集(登録、編集、削除、表示)の管理。
- ⑥ 学習支援用の資料・ツールの管理。
- ⑦ 学習支援システムからの「お知らせ」等の編集(登録、編集、削除、表示)の管理。
- ⑧ 学習支援システムの効果測定(学習登録者数/学習支援システムへのアクセス数/GSV ファイル出力、年月検索)の管理。

5.1.3. 情報セキュリティ診断システム(案)

情報セキュリティ対策を強化したい中小企業に対して、診断コンテンツを提供することで、手軽に自己診断を行い、診断結果に基づいて対策がなされていない、または遅れている箇所の把握を可能とする。また対策強化に繋がる参考資料等を提示して取り組みを行えるようにする。

現行システムの診断機能は大きく分けて次の4つになる。

- (1) 5分でできる!情報セキュリティ自社診断(以下「自社診断」という。)
25個の質問に回答するだけで情報セキュリティ対策レベルを数値化し、問題点を見つけるための診断ツール。
- (2) ベンチマーク
情報セキュリティ対策の実施状況に関する評価項目(基本診断項目)27項目と企業プロフィールに関する15項目の計42項目に回答するだけで、組織の情報セキュリティへの取組状況を自己診断できるツール。
- (3) 情報セキュリティ対策ベンチマーク PLUS(以下「ベンチマーク PLUS」という。)
ベンチマークの基本診断項目(27項目)を、業界別等の基準に当てはめた診断項目や、よりセキュリティレベルの高い基準による診断項目に変更し、さまざまな基準でセキュリティ対策レベルの診断が可能なツール。
- (4) 可視化ツール
サイバーセキュリティ経営ガイドライン(※)の実施状況を診断するツール。
(※) https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.html
経済産業省/IPA「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2.0」2017年11月公開

5.1.4. セキュリティプレゼンターサポートシステム(案)

- (1) 現行システムの機能を踏襲し、「セキュリティプレゼンター登録」、「活動告知」、「活動実績」、「セキュリティプレゼンター検索」、「普及啓発コンテンツダウンロード」の各機能を備え、セキュリティプレゼンターの様々な普及啓発活動の支援が行える環境を提供すること。
- (2) 一般利用者向け現行システムの機能については、下記 URL の「セキュリティプレゼンター支援利用マニュアル」を参照すること。
<https://security-shien.ipa.go.jp/manual/>セキュリティプレゼンター支援利用マニュアル.pdf
- (3) IPA 運用管理者向け機能について、現行システムを踏襲した下記の機能を提供すること。なお、現行システムの機能については、「運用管理システム利用マニュアル.pdf」ファイルの「8. 資料・ツール管理[プレゼンター]」、「9. フリー枠管理(お知らせ管理)」、「12. プレゼンター管理」、「13. セキュリティプレゼンター管理」、「28. 効果測定[プレゼンター)」を参照すること。

- ① プレゼンター用の資料・ツールの管理。
- ② 「セキュリティプレゼンターサポートシステム」からの「お知らせ」等の編集（登録、編集、削除、表示）の管理。
- ③ セキュリティプレゼンター（プレゼンター管理／プレゼンター承認／宛名郵送待ち／プレゼンター活動状況）の管理。
- ④ セキュリティプレゼンターの効果測定（登録者数／アクセス数／ダウンロード数、年月検索）の管理。

5.1.5. SECURITY ACTION 自己宣言システム（案）

中小企業の自発的な情報セキュリティ対策への取り組みを促す活動の推進を目的とした SECURITY ACTION（以下「SA」という。）制度に係る機能を実装する。

- (1) 現行システムの機能を踏襲し、「SA 自己宣言の申込み／メール配信」、「SA 自己宣言承諾」、「SA 自己宣言企業状況表示」、「SA ログマークダウンロード」、「API 機能」の各機能を備え、中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組める環境を提供すること。
- (2) 本システムは、特に年間を通して稼働率 99.9%以上でのサービス提供が可能とすること。（計画停止等、障害等によらずシステム停止が必要になる場合は、その時間も停止時間に含めること。）
- (3) 現行システムでは、データベースに格納せず Microsoft Access 形式の別ファイル（「受付管理簿」）で管理をしている担当者名とメールアドレスを、新システムではシステムのデータベースに格納する。これにより、「受付管理簿」で実施していた「承諾通知メール送信」機能を実装する。
- (4) 一般利用者向け現行システムの機能については、下記 URL の「SECURITYACTION 自己宣言サイト利用マニュアル」を参照すること。
[https://security-shien.ipa.go.jp/manual/SECURITYACTION 自己宣言サイト利用マニュアル.pdf](https://security-shien.ipa.go.jp/manual/SECURITYACTION%20自己宣言サイト利用マニュアル.pdf)
- (5) API 機能については、「SA 宣言有無照合 API 利用マニュアル.pdf」ファイルを参照すること。
- (6) IPA 運用管理者向け機能について、現行システムを踏襲した下記の機能を提供すること。なお、現行システムの機能については、「運用管理システム利用マニュアル.pdf」ファイルの「9. フリー枠管理(お知らせ管理)」、「14. SA 宣言申込み承諾一覧」、「15. SA 宣言企業管理」、「16. SA マークアップロード」、「17. 企業リスト一覧アップロード」、「18. 企業リスト一覧お知らせ管理」、「19. SA 照合結果管理」、「20. 【帳票】受付管理簿」、「21. 【帳票】起案書作成ツール」、「22. 【帳票】企業リスト作成」、「30. 効果測定 [SA 支援]」を参照すること。
 - ① 「SA 自己宣言システム」からの「お知らせ」等の編集（登録、編集、削除、表示）の管理。
 - ② SA 自己宣言（申込み承諾／宣言企業／一つ星二つ星マークアップロード／お知らせ／API 機能照合）の管理。
 - ③ 「受付管理簿」の管理。
 - ④ SA 自己宣言の効果測定（仮申込み／起案中／承諾／停止／中止／差戻し、の一つ星二つ星の各件数、年月検索）の管理。

5.2. 追加・変更機能一覧（案）

現行システムの機能から、追加・変更を検討している機能の案を以下に示す。請負者は IPA と協議してこれらの機能の実現方法を検討しより良い実装方法にて実施する。

現行の各システムで実装しているメール送信機能について、IPA 運用管理者が、文面を自由に変更できる機能を実装すること。

5.2.1. ポータルサイト（案）

- ① 「5.1.1. ポータルサイト（案）」に示したように、必要な情報にスムーズに遷移できるように CMS で構築すること。
- ② CMS では、後述の「5.3.1. ポータルサイト（案）」に記載した通り、テンプレートを用意して IPA 職員が、レイアウトの崩れなどを心配せずに自由に情報の追加削除ができるようにすること。

利用者	概要	追加 変更
IPA 運用 管理者	ページビュー数や訪問者数について、それぞれのページごとの集計ができること。集計単位は、日毎を想定。 データの出力については IPA と協議の上、要否も含めて決定すること。 なお、この機能を達成するためにアクセス解析ツールとして「Google Analytics」、「Google Search Console」等を使用することとし、Google タグマネージャの実装作業を実施すること。	変更
	Web フォームからの問合せ件数について、問合せ種別ごとに日単位で集計できること。 データの出力については IPA と協議の上、要否も含めて決定すること	追加

5.2.2. 学習支援システム（案）

利用者	概要	追加 変更
IPA 運用 管理者	様々な条件でデータの集計（期間、累計）、閲覧する。 登録者数、アクセス数、利用数（学習コースごと）などが、日単位で集計できること。 また、アクセス数以外は、月単位や累計でも集計できること。 検索条件についても次の項目などを含めて検討すること。開始・終了各年月日、学習コース、学習テーマ、学習状況（学習中／学習終了）。 閲覧項目についても次の項目などを含めて検討すること。学習件数、学習終了件数、進捗率（%）、学習回数、累計時間、学習開始／終了各年月日。 データの出力については IPA と協議の上、要否も含めて決定すること。	変更

5.2.3. 情報セキュリティ診断システム（案）

システム名	利用者	概要	追加 改善
5分でできる！ 情報セキュリティ 自社診断	一般 利用者	利用者の診断結果スコア数値を CSV ファイル等で出力する。 出力項目は、過去診断値（全て）、同業種平均比較、全企業平均比較の項目などを含めて検討すること。 過去診断値の対象は、現行のシステムで取得したデータまでとする。	追加
	IPA 運用 管理者	様々な条件でデータの集計（期間、累計）、閲覧する。 登録者数、アクセス数、利用数などが、日単位で集計できること。 また、アクセス数以外は、月単位や累計でも集計できること。 検索条件は、年月日、業種の項目などを含めて検討すること。 出力項目は、診断項目全ての項目などを含めて検討すること。 過去診断値の対象は、現行のシステムで取得したデータまでとする。 データの出力については IPA と協議の上、要否も含めて決定すること。	追加

情報セキュリティ対策ベンチマーク	一般利用者	<p>利用者の診断結果スコア数値を CSV ファイル等で出力する。出力項目は以下の項目などを検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スコア、グループ平均と望まれる水準 ・スコア、企業別平均と望まれる水準 ・スコア、同業種平均と望まれる水準 ・今回診断と過去診断のスコア <p>過去診断値の対象は、現行のシステムで取得したデータまでとする。</p>	追加
	IPA 運用管理者	<p>様々な条件でデータの集計（期間、累計）、閲覧する。登録者数、新規実施件数、再診断実施件数などが、日単位で集計できること。</p> <p>登録者数については、累計でも集計できること。</p> <p>過去診断値の対象は、現行のシステムで取得したデータまでとする。</p> <p>データの出力については IPA と協議の上、要否も含めて決定すること。</p>	追加
可視化ツール	一般利用者	<p>現行の Web 版 Ver1.0 に Ver2.0 の差分を加えて、Ver2.0 として利用できること。</p> <p>具体的には、設問が 1 問増えて計 40 問となる。また文言の修正を実施すること。</p>	追加

5.2.4. セキュリティプレゼンターサポートシステム（案）

利用者	概要	追加変更
一般利用者	<p>セキュリティプレゼンター登録画面で登録タイプ「公開」で登録するときに、必須である電話番号、郵便番号、市区町村/番地は、プレゼンター検索サイトで、公開・非公開を選択できるようにする。</p> <p>もしくは登録情報と公開情報を区別して登録するなど IPA と協議の上、実装方法を決定する。</p>	変更
	<p>セキュリティプレゼンター登録画面に、以下の通り個人情報の利用目的を明示する。</p> <p>現在の画面で「利用目的」に該当する表示 （注意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力した情報は当サイトで公開されます。 ・登録後、入力したメールアドレスに確認メールが送信されます。また、入力した住所宛にログイン情報等をお送り致しますので、お間違えのないよう入力をお願いします。 <p>（セキュリティプレゼンター登録同意書）</p> <p>8. セキュリティプレゼンターへの登録申請の際に入力した氏名、住所、写真その他の私の個人情報 等が、「セキュリティプレゼンター検索」機能による 結果表示 によって一般社会に公開されること、及び IPA が、上記個人情報等を一般社会への情報提供等の目的で、IPA の個人情報保護方針（プライバシーポリシー） https://www.ipa.go.jp/about/personal/index.html に則って利用することに同意します。</p> <p>9. 私がセキュリティプレゼンターとして登録する活動告知、活動実績等の情報を、セキュリティプレゼンターの活動把握 及びセキュリティプレゼンター制度の一層の普及発展等 を目的として、IPA が利活用することに同意します。</p> <p>→「注意事項」「登録同意書」の一部としてに「利用目的」を示すのではなく、個人情報保護法の趣旨に照らし、利用目的だけを分けて明示する。</p>	変更

一般利用者／プレゼンター	セキュリティプレゼンター検索で、「得意領域」「自己PR」を検索対象とし、文字列検索ができる。(検索キーワード値に完全一致だけでなく、部分一致検索ができる)	追加
	セキュリティプレゼンター検索で、氏名、所属組織名の検索キーワードとして入力された文字列のうち、空白文字列を削除、半角文字列を全角に置換するなどして、検索性を向上する。	変更
	プレゼンター登録項目に自由入力できる項目を追加し、入力値はリストダウンなどで IPA 管理者側で自由に設定することができ、検索対象にする。	追加
プレゼンター	普及啓発コンテンツ ダウンロードでコンテンツ名で検索でき、コンテンツ名でも昇降順でのソートを行う。	追加
	普及啓発コンテンツ ダウンロード[署名あり] [署名なし]それぞれについて表記を分かりやすく工夫した上で、ボタン名称を[ダウンロード]に変更する。	変更
	メール配信希望について、可否を選択できるようにする。	追加
	セキュリティプレゼンター登録の際にメールアドレスと電話番号での重複チェックを行い、該当すればその旨重複ありの注意を出す。	追加
	普及啓発コンテンツ をアップロードするときに、利用者画面の一覧に標示する順番をプレゼンターが決めることができる。現在はアップロード日時の昇順でしか表示されないため、アップロード日時が異なると、同じシリーズのコンテンツであっても分かれて表示されてしまうため探しにくい。	追加
IPA 運用管理者	プレゼンターが各種申請（登録、告知、実績）するときの申請・承認の日時を表示できるものは管理者画面に表示する。	変更
	セキュリティプレゼンター登録の際にメールアドレス等の重複チェックができる。	追加
	登録者のメール配信状況の確認と変更ができるようにする。	追加
	普及啓発コンテンツ をアップロードするときに、利用者画面の一覧に標示する順番を IPA 運用管理者が決めることができる。現在はアップロード日時の昇順でしか表示されないため、アップロード日時が異なると、同じシリーズのコンテンツであっても分かれて表示されてしまうため探しにくい。(原則としてプレゼンター自身で対応するが、サポート用に実装)	変更
	様々な条件でデータの集計（期間、累計）、閲覧する。プレゼンター登録者数、コンテンツ利用者数などが、日単位で集計できること。また、累計でも集計できること。データの出力については IPA と協議の上、要否も含めて決定すること。	追加

5.2.5. SECURITY ACTION 自己宣言システム（案）

利用者	概要	追加 変更
一般利用者	新規登録時、法人番号より国税庁が提供する「法人番号システム Web-API 機能」から以下の情報を取得し、入力項目に表示して入力操作の軽減が行える。なお、WebAPI の利用のためのアプリケーション ID 発行届け出については、IPA で対応する。 法人：事業者名、都道府県、市区町村＋番地	追加

SA 自己宣言者	法人番号を検索キーとした、SA 自己宣言 ID の検索が行えること。以下の情報も入力必須の検索キーとする。SA 自己宣言 ID を表示する場合は、法人番号と個人事業主はシステムパスワード、をそれぞれ入力させる。法人番号で検索の場合：法人名／カナ、都道府県、市区町村、代表者名 個人事業主利用者は、以下の検索キーから検索が行えること。 ・個人事業主名／カナ、屋号、都道府県、市区町村 上記を含め、SA 自己宣言 ID 忘れに対して、利用者のみで完結する検索方法の実装を検討すること。	追加
	ログアウト方法、登録情報の変更方法など操作が分かりづらい作業について、見直して実装すること。	変更
	「担当者変更」処理について、利用者番号などの情報は変更されずに、担当者名とメールアドレスが変更できること。自己宣言 ID と利用者番号のリレーションを解除しないこと。	変更
SA 自己宣言者／IPA 運用管理者	SA 自己宣言時のパスワードを失念した場合の再発行の自動化について、利用者番号、自己宣言 ID、メールアドレス、事業者名または代表者名での照合が一致したらパスワードを再発行して返信する機能に加えて、メールの返信に依らない他の返信方法(例えば SMS 配信サービスの利用等)についても検討し、実現可能であれば実装する。	変更
	過去に登録があった場合で、既に自己宣言 ID、利用者番号、パスワードを全て失念している場合は、一定の条件を満たした場合、既存の自己宣言を無効にして新規登録を可能とする方法を検討して実装すること。	追加
IPA 運用管理者	担当者名やメールアドレスが DB には格納せずに、Access で内部管理する仕組みで運用されているため、これを統合の上 Access を廃止し、それによる手作業やメール発報などの無駄な手続きを廃止する。	変更
	様々な条件でデータの集計(期間、累計)、閲覧する。 SECURITY ACTION 自己宣言事業者数の一つ星、二つ星、合計数、ステップアップ数などが、日単位で集計できること。また、月単位や累計でも集計できること。 データの出力については IPA と協議の上、要否も含めて決定すること。	追加
	SECURITY ACTION の照合 API について、アクセス数、エラー発生数などが、日単位で集計できること。さらにアクセス数は、IT 導入補助金とそれ以外で区別して集計できること。 データの出力については IPA と協議の上、要否も含めて決定すること。	追加
	「SA 宣言企業管理」の検索キーに、法人／個人事業主の区分、屋号、利用者番号を追加し、検索結果に表示する。また検索結果には、最新の受付ステータスも表示する。	変更

5.3. 画面(案)

利用者が、必要な情報にすぐにアクセスできること、現行システムへの外部等からのサイトリンクを考慮し、移行先のシステムへ正しく転送されるように仕組みを検討・実装すること。

5.3.1. ポータルサイト(案)

ターゲット(ペルソナ)分析やカスタマージャーニーマップの策定等を行うこと。ペルソナ設計に必要なデータの収集・分類・分析・ストーリー設計、ペルソナ像ごとの行動やタッチポイント想定などペルソナやカスタマージャーニーマップ策定に必要な一連の業務を実施した上で、請負者が作成し提示するワイヤフレームを基に IPA と協議して本業務の趣旨に沿ったサイトデザインを作成し、「サイトデザイン設計書」としてまとめること。また、そのデザインは、レスポンシブウェブデザインとし、ターゲットユーザーを考慮したデザインとする。CMS を構築する上で変更することが必要となる場合や、ユーザビリティの観点から問題があると考えられる箇所がある場合は「サイトデザイン設計書」の変更案を作成し IPA の承認を得ること。

上記デザイン開発で決定したデザインに基づき、必要となるテンプレートを HTML 及び CSS や画像

等のファイルで作成すること。

配色や配置、画像の加工など、詳細な調整については、IPA と相談の上、行うこと。

テンプレートには、見出し、段落、箇条書き、表、リンクなどの個別のページ作成において必要となるすべての要素を含むこと。

テンプレートを形成する個々の入力部分（パーツ）がそれぞれ JIS X 8341-3:2016 に配慮できており、各々のパーツを組み合わせることでさまざまなテンプレートを柔軟に作成できること。また、カテゴリごとに使用可能なテンプレートを制限できること。また、掲載情報の構成が決まっているなど、更新箇所が限定されるようなコンテンツについては、HTML 雛形等の専用の仕組みを用意することにより、コンテンツの新規作成及び更新作業が簡便に行えるようにすること。

ポータルサイトは、来訪者に対して情報セキュリティ関連情報を提供し、個別システムへとスムーズに誘導する役割を持つ。

なお、現行システムの画面レイアウトについては、下記 URL の「情報セキュリティ対策支援サイト利用マニュアル」P.9「2. 基本操作 2.1 画面構成」を参照すること。

<https://security-shien.ipa.go.jp/manual/情報セキュリティ対策支援サイト利用マニュアル.pdf>

IPA 運用管理者向けのポータルサイトについては、必要な機能にすぐにアクセスできることを中心に、管理運用のし易さを検討すること、ただしこちらについては IPA の事務職員による変更を必須とはしない。

現行システムの画面レイアウトについては、「運用管理システム利用マニュアル.pdf」P.25「2. 基本操作 2.1 画面構成」を参照すること。

5.3.2. 学習支援システム（案）

- (1) ポータルサイトのトップ画面から呼び出される「学習支援システム」のトップページを含む各画面を作成すること。なお、現行システムについては、下記 URL の「5分ですべての!ポイント学習利用マニュアル」を参照すること。

<https://security-shien.ipa.go.jp/manual/5分ですべての!ポイント学習利用マニュアル.pdf>

- (2) 他の個別システムとの親和性を保つこと。
- (3) 「学習支援システム」トップページについて、未登録利用者及び登録利用者の各表示内容を制御すること。
- (4) 上述「5.2. 追加・変更機能一覧」で必要な画面については、要件定義及び基本設計で確定させること。

5.3.3. 情報セキュリティ診断システム（案）

- (1) ポータルサイトのトップ画面から呼び出される「情報セキュリティ診断システム」のトップページを含む各画面を作成すること。なお、現行システムについては、下記 URL の「情報セキュリティ診断利用マニュアル」を参照すること。

<https://security-shien.ipa.go.jp/manual/情報セキュリティ診断利用マニュアル.pdf>

- (2) 他の個別システムとの親和性を保つこと。
- (3) 上述「5.2. 追加・変更機能一覧」で必要な画面については、要件定義及び基本設計で確定させること

5.3.4. セキュリティプレゼンターサポートシステム（案）

- (1) ポータルサイトのトップ画面から呼び出される「セキュリティプレゼンターサポートシステム」のトップページを含む各画面を作成すること。なお、現行システムについては、下記 URL の「セキュリティプレゼンター支援利用マニュアル」を参照すること。

<https://security-shien.ipa.go.jp/manual/セキュリティプレゼンター支援利用マニュアル.pdf>

- (2) 他の個別システムとの親和性を保つこと。
- (3) 「セキュリティプレゼンターサポートシステム」トップページについて、未登録利用者及び登録利用者の各トップページを作成すること。
- (4) 上述「5.2. 追加・変更機能一覧」で必要な画面については、要件定義及び基本設計で確定させること。

5.3.5. SECURITY ACTION 自己宣言システム（案）

- (1) ポータルサイトのトップ画面から呼び出される「SA 自己宣言システム」のトップページを含む各画面を作成すること。なお、現行システムについては、下記 URL の「SECURITYACTION 自己宣言サイト利用マニュアル」を参照すること。

https://security-shien.ipa.go.jp/manual/SECURITYACTION_自己宣言サイト利用マニュアル.pdf

- (2) 他の個別システムとの親和性を保つこと。
- (3) 「SA 自己宣言システム」トップページについて、未登録利用者及び登録利用者の各トップページを作成すること。
- (4) 上述「5.2. 追加・変更機能一覧」で必要な画面については、要件定義及び基本設計で確定させること。

5.4. 情報（案）

それぞれのシステムで必要な情報は、「5.1. 機能（案）」で示されている現行システムのマニュアルや、本仕様書等の記載事項などに記載されている必要な機能をすべて対象とする。

5.5. 帳票（案）

5.5.1. 学習支援システム（案）

- (1) 1つの学習コースに含まれる全てのテーマを修了した場合に、「修了証」（ファイル形式は PDF とする）の発行が可能となる。「修了証」の帳票レイアウトは、下記 URL の「5分できる!ポイント学習利用マニュアル」の「3.5.6 ⑥修了証を発行する」を参照すること。

<https://security-shien.ipa.go.jp/manual/5分できる!ポイント学習利用マニュアル.pdf>

- (2) 上述「5.2. 追加・変更機能一覧」で必要な帳票については、要件定義及び基本設計で確定させること。

5.5.2. 情報セキュリティ診断システム（案）

- (1) 現行システムの帳票について、同様に出力できること。なお、現行システムについては、下記 URL の「情報セキュリティ診断利用マニュアル」を参照すること。

<https://security-shien.ipa.go.jp/manual/情報セキュリティ診断利用マニュアル.pdf>

- (2) 上述「5.2. 追加・変更機能一覧」で必要な帳票については、要件定義及び基本設計で確定させること。

5.6. 外部インターフェース（案）

現行システムのうち SECURITY ACTION 自己宣言システムは外部組織のシステムと API 連携を行っており、これらについても移行すること。API の要件は以下の通り。

- (1) 外部システムを要求側、SECURITY ACTION 自己宣言システム側を回答側とする API を SECURITY ACTION 自己宣言システム内に設け、REST 方式による通信と JSON 形式のデータ交換を実装する。
- (2) 通信は両者間で取り決めた特定の IP アドレスまたは特定のポートにより行うが、SECURITY ACTION 自己宣言システム全体の通信に影響が出ないように実装する。
- (3) 外部システムから SECURITY ACTION 自己宣言システムに対して、SECURITY ACTION 自己宣言有無状況の照会要求があった場合に応答し、外部データを受信する。
- (4) SECURITY ACTION 自己宣言システムから照合に必要な項目のみにしたデータ（以下、SA 照合用データという。）を生成する。
- (5) SA 照合用データの生成は、システムのジョブスケジューラから 10 分程度の間隔で実行すること。
- (6) 外部データと SA 照合用データを入力し、SA 宣言の有無判定を行って、結果データを出力する。
- (7) 判定条件は、現行システムが照合に用いている条件を提示するので、同じ条件で動作するように実装すること。
- (8) 結果データを元に API 回答データを用意する。回答データは、システム上に配置すること。
- (9) データのバックアップを取得すること。
- (10) 障害発生時に問題箇所を特定できる設計・方式で、実装すること。

(11) 現在連携している次の2団体との連携テストを実施し、問題がないことを確認すること。

- ① IT導入補助金事務局「IT導入補助金申請システム」
- ② ものづくり補助金事務局「ものづくり補助金申請システム」

5.7. データ移行（案）

現行システムから必要なデータを各個別システムに移行すること。

詳細は、「9. 移行に関する要件」を参照すること。

6. 非機能要件

非機能の具体的な実現方法と根拠を提案書に記載すること。詳細は要件定義もしくは基本設計にてIPAと協議し、IPA承認を得て確定すること。

6.1. 信頼性

システム要件案に記載。

6.2. 拡張性

システム要件案に記載。

6.3. 上位互換性

システム要件案に記載。

6.4. システム中立性

システム要件案に記載。

6.5. 事業継続性

システム要件案に記載。

6.6. 規模・性能

システム要件案に記載。

6.7. セキュリティ

セキュリティについて十分に考慮し対策を講じたシステムであること。システムのセキュアな環境の監視、維持、及び利用者が安心してシステムを利用できる環境を実現すること。

6.7.1. セキュリティ対策方針

システム要件案に記載。

6.7.2. セキュリティ要件

システム要件案に記載。

6.7.3. セキュリティ対策の改善

システム要件案に記載。

6.8. ユーザビリティおよびアクセシビリティ

システム要件案に記載。

6.8.1. ユーザビリティ

システム要件案に記載。

6.8.2. アクセシビリティ

システム要件案に記載。

6.8.3. クライアント機器
システム要件案に記載。

6.8.4. ターゲットブラウザ
システム要件案に記載。

6.9. 教育・研修

- (1) 本システムの機能について、利用者向け研修計画を立てるものとし、研修計画に従って実施すること。(対象職員：10名程度(IPA))
- (2) 研修計画書及び結果報告書を提出すること。
- (3) 職員向け操作マニュアル等を提供すること。
- (4) 利用者向けの操作マニュアルを提供すること。

6.10. 運用・保守

運用・保守については、コストメリットの観点から稼働開始日から6年間とする。下記に規定する内容を記載する。

6.10.1. 平常時対応

(1) 脆弱性情報の収集

脆弱性に係る情報収集と、発見した脆弱性に係る影響度の分析と報告を行うこと。

(2) セキュリティパッチ適用等の対応が必要とされた脆弱性への対応

6.10.1.(1)の結果からセキュリティパッチの適用を含めた必要な対応の実施。(クラウドサービスが提供しているマネージドサービスを活用してこれらの負担の軽減を検討すること。)

なお、前述の通りクラウドサービス部分の修正プログラムの適用について、クラウドサービス事業者との責任分担を明確にすること。(6.7.2.(4)①)

(3) 機能アップデート対応

① 納入物件に関わる技術的な問題(運用開始時に使用していない機能や、メーカーが提供するバージョンアッププログラムを含む)で、マニュアル等により判別がつかない事象が発生した場合に、IPA担当者が速やかに対応し事象を解決することができる技術情報を提供すること。

② 機能アップデート等により操作マニュアルの記載内容に変更が生じた場合はマニュアル等を改版すること。

(4) 製品サポート対応

① システム及びシステムの稼働に伴い継続的に必要となるソフトウェア製品のライセンス提供、管理を行うこと。

② 使用する全てのソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行い、IPAと協議の上、提供及び適用作業を行うこと。

③ OSのサポート期限が満了したバージョンでの運用は認めない。原則サポートがあるOSで稼働を行うものとし、作業等発生する場合は無償で対応すること。

(5) サポート(問い合わせ対応、障害対応、セキュリティパッチ適用、CMSリビジョンアップなど)に関する記録をIPAが確認できるようにすること。

(6) 各種監視を実施すること。監視にはクラウドサービスが提供しているマネージドサービスなどを有効活用すること。下記を参考に監視・検知の範囲および実現方法を提案書に記載すること。

① 死活監視

② 稼働状況監視

・異常発生時には迅速に対応し、障害の局所化、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めること。ただしシステムに与える影響が大きいと判断した場合にはシステムの緊急停止を行い、直ちにIPAに報告すること。

③ 性能監視

- ④ 外形監視
- ⑤ 不正アクセス監視
- ⑥ 時刻同期監視

(7) ログ管理を行うこと。

(8) システム維持作業を行うこと。(軽微な作業は IPA でも実施できるようにすること。)

- ① バックアップ管理 (定期バックアップのタイミングおよび世代管理については提案書に記載すること。)
- ② 計画停止 (原則としてサービス停止せずに実施できること)
- ③ データ維持管理作業
- ④ 情報資産管理
- ⑤ システム構成管理
- ⑥ 変更要求管理
- ⑦ アクセス管理
- ⑧ システム設定変更
- ⑨ 業務運用支援
- ⑩ セキュリティ監査対応
- ⑪ リリース作業
- ⑫ 定期的なパフォーマンス検証
- ⑬ 各種作業等により操作マニュアルや設計書の記載内容に変更が生じた場合に改版すること。

(9) ユーザーサポート業務を行うこと。

- ① IPA からの問合せ対応
 - ・ 電話による問い合わせサポートは急を要しない案件に関しては通常営業日の 9:30~18:15 内とし、日本語によるコミュニケーションを提供すること。(時間等が異なる場合は提案書に記載すること)
 - ・ 電子メールによるサポートは 24 時間 365 日受付をし、一次回答については、平日の場合は当日中、土日祝日の場合は翌営業日までに行うこと。
- ② データ修正等の非定型作業等。ただし、基本的な修正等は IPA でもできるようにすること。

(10) データ収集・報告業務を行うこと。

- ① 基本的なシステム上のデータのデータ収集および集計については、システムに実装することで、IPA 側で実施可能であること。
- ② 運用状況について、月次報告を実施すること。

6.10.2. 障害時対応

- (1) 各システムの障害などで緊急性が高い障害に関しては即時に復旧・代案復旧を行うものとし、原因調査や対策などは復旧後に報告することを基本フローとすること。
- (2) 各システムの障害発生時等に速やかに連絡ができるよう、夜間、緊急時の連絡体制を整えること。また、緊急時連絡体制表を作成し、維持管理をすること。対応者が異動など変更になった際は都度最新化すること。
- (3) 大規模災害時については IPA と連携し、対応を検討すること。
- (4) 障害発生の事後、障害発生から復旧までを時系列にまとめ障害報告書として速やかに提出すること。
- (5) 障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発を防止すること。
- (6) 本システムの障害発生時および IPA の要求に対し迅速な対応を行うこと。
- (7) 障害対応の結果、納入物件に修正等が発生するときは、都度再提出すること。
- (8) 障害発生時には以下の事項に対応すること。
 - ① インシデント管理
 - ② 障害復旧 (インシデント対応)

- ③ リリース作業
- ④ リストア作業

6.10.3. ステージング環境の維持管理

- (1) 請負者の責任において、各システムと同等の機能を有するステージング環境を用意すること。
- (2) ソフトウェアのバージョンアップ、パッチ適用等を行う場合は、予め 6.10.3.(1) で用意したステージング環境にてテストを行い、不具合がないことを確認した上で本番環境へ適用すること。

6.10.4. クラウド利用料の請求代行

クラウド利用料等について、日本円建てかつ請求書払いの請求代行サービスを行うこと。請求方法の詳細については、IPA と協議の上決定する。
また、利用料金の割引等については適切かつ積極的に活用すること。

7. 稼働環境等要件

7.1. 稼働環境

- (1) 本システムはクラウド上で構築すること。請負者は、本システム開発に当り、システム開発に必要となるソフトウェア及びハードウェアとネットワークの構成ならびにクラウドベンダ候補を提案書に記載すること。
- (2) クラウドサービスの利用にあたっては、「2.1. アーキテクチャ (2)」に従うこと。

7.2. 全体構成

- (1) 本システムを構成するハードウェア（サーバ関連機器、ネットワーク機器等）とソフトウェア（開発プログラムを除く）ならびにネットワークについて、請負者はシステム構成の妥当性や、必要となるネットワーク機器の数量が分かるレベルの機器構成及びネットワーク構成を提案書に記載すること。
- (2) 提案にあたっての留意事項を示す。
 - ・ 物理・仮想サーバーを「案件が別」の理由だけで分離調達しないこと。ただし、コンテナ型、サーバーレス指向、プロセス分離などを目指した結果、別のインスタスになることは許容する。
 - ・ SSO 連携情報のマスタは当然に共用し、複数のサブシステムから更新される場合には、整合性を担保すること。全てを RDB にしてマスタ/トランザクション管理する必要はなく、クラウドデザインパターン/分散処理などが考慮されていること。
- (3) 全体構成は、詳細は要件定義もしくは基本設計にて IPA と協議し、IPA 承認を得て確定すること。

8. テスト要件

8.1. テスト方針

- (1) 機能要件及び非機能要件を担保するためのテストを行うこと。また、IPA の承認を受け円滑にテストを実施すること。
- (2) 単体テスト、結合テストおよび総合テストを実施すること。また、IPA による受入テストの支援を実施すること。各テストの方針について提案書に記載すること。
- (3) IPA が受入れテスト期間中に実施するセキュリティテスト（ウェブアプリケーションのセキュリティテストを含む）において、発見された問題を解消すること。また、セキュリティテストの実施に際し、実施日、実施内容等についてクラウドサービス事業者と調整を行うこと。
- (4) IPA が受入れテストに併せて実施するペネトレーションテストについて発見された問題に対して解消すること。ペネトレーションテストと同等のテストを総合テストで実施することが望ましい。ペネトレーションテストで実施される想定内容を以下に記載する。
 - ・ クロスサイトスクリプティング
 - ・ SQL インジェクション
 - ・ セッション管理

- ・ 認証機能の安全性
 - ・ ファイル拡張子診断
 - ・ OS コマンドインジェクション診断
 - ・ ディレクトリトラバーサル診断
 - ・ 権限昇格診断
 - ・ パラメータ書き換え診断
 - ・ その他 Web アプリケーション固有の問題の診断
- (5) Edge、Chrome、Safari 等の主要なブラウザの最新バージョンにおいて動作確認を行うこと。
- (6) テストにおいて重大な不具合等が発生した場合には、速やかに IPA に報告を行い、不具合原因を取り除き、テスト項目が全て合格するよう努めること。
- 8.2. テスト計画の策定
- (1) テスト方針、品質指標、開始及び終了条件、テスト実施体制、テスト方法（利用するツール等を含む）、テストデータ、テスト環境、テスト運営方法等を含むテスト実施計画書を作成し、IPA の承認を得ること。
- (2) 単体テスト、結合テスト、総合テスト及び受入テストのうち、どのテストにおいてどの程度までテスト実施計画書を作成するかについては、IPA と協議の上決定すること。
- 8.3. テスト結果報告
- テスト結果報告として、テストの実施後にテスト結果報告書を作成し、IPA の了承を得ること。
- 8.4. テスト方法
- 8.4.1. 総合テスト
- (1) 総合テストは、本番稼働環境と等価である環境において行うものとする。
- (2) 総合テストは、設置や設定したソフトウェア等の正常稼働および開発したアプリケーションが本書に基づいた機能要件および非機能要件を担保するためのテストを実施する。
- (3) 総合テストに伴って発生する、ハードウェアまたはソフトウェアの設定変更作業を行うこと。
- (4) 総合テストに伴って発生するアプリケーションの修正や設定変更等の作業を行うこと。また、テスト終了時に総合テスト報告書を作成すること。
- (5) 総合テスト工程で発見された不具合等については、総合テスト工程完了時までに対応を完了すること。
- 8.4.2. 受入れテスト、ペネトレーションテスト
- (1) 受入れテストは本番稼働環境において行うものとする。
- (2) 受入れテスト実施の際は、事前に実施方法を示した上、各設定に関する証跡の提示を行うこと。
- (3) IPA が契約した外部業者が実施するペネトレーションテストにおいて、テストで発見された問題に対して解消すること。
- (4) API 機能を利用している補助金事業者と行う機関間テストを IPA が実施する際、API 機能側で行う作業（テスト計画書の作成や接続設定、テストデータの作成など）が発生する場合、請負者は具体的な作業内容の提示や資料作成を行うこと。なお、補助金事業者との折衝は IPA が行う。
- (5) 受入れテストの結果、納品物件の全部または一部に不合格が生じたときは、直ちに必要な修復を行うこと。
- (6) テスト実施結果を取りまとめる作業に協力すること。
- (7) テスト時に使用した一時ファイル等の不要な資産は、テスト終了後に請負者が削除すること。また、設定等を見直し、システムの稼働が可能な状態とすること。
- 8.5. テストデータ
- (1) テストで使用するデータが存在するときは、各テスト計画書に使用するデータの種類等を記載し、使用したテストデータをテスト結果とともに納入すること。
- (2) テスト終了時には、テスト時に使用した不要なデータ、ユーザ ID 等が存在しない状態であること。
- (3) テスト終了時には、テスト時に使用した不要なプロセスおよびサービス等は、運用開始までに

完全に停止すること。

9. 移行に関する要件

IPA が指定するデータを現行システムから新システムに移行すること。その際、移行作業開始前に計画を策定し IPA の承認を得た後、実施すること。

データ移行の詳細は要件定義及び基本設計で確定させること。

現行システムからのデータ抽出については、現行システム保証事業者が実施する。実施の時期や方法については、IPA とともに現行システム保証事業者と調整し確認すること。

情報については機密性が高いものもあることから、容易に移行できる手段及び手順の提供をすること。なお、移行手順及び移行環境に関しての情報セキュリティ要件は、「6.7. セキュリティ」の各要件を遵守すること。

9.1. 移行データ

受入れテスト前と本番稼働前に、以下の情報を移行すること。

No	情報名	概要
1	学習支援システム	診断学習利用者のデータ。約 31 万件 学習コンテンツ。46 件
2	情報セキュリティ診断システム	ベンチマークデータ。46 千件 自社診断。51 千件 診断用データ、基礎データ
3	セキュリティプレゼンターサポートシステム	セキュリティプレゼンターの登録者のデータ等。約 3 千件
4	SECURITY ACTION 自己宣言システム	SECURITY ACTION 自己宣言申込みデータ。約 28 万件

9.2. 初期データ

受入れテスト前および本番稼働前に、以下の状態が全て整っていること。

- (1) テスト時に使用した不要なデータ、ユーザ ID 等が存在しない。
- (2) テスト時に使用した不要なプロセスおよびサービス等が完全に停止している。
- (3) 稼働時に必要なデータを登録すること。

9.3. 初期設定

受入れテスト前および本番稼働前に、必要な各種設定を行い、運用管理者がセキュアな環境で問題なく機能を利用した業務が実施できる環境を提供すること。

10. プロジェクト管理に関する要件

10.1. プロジェクトの体制

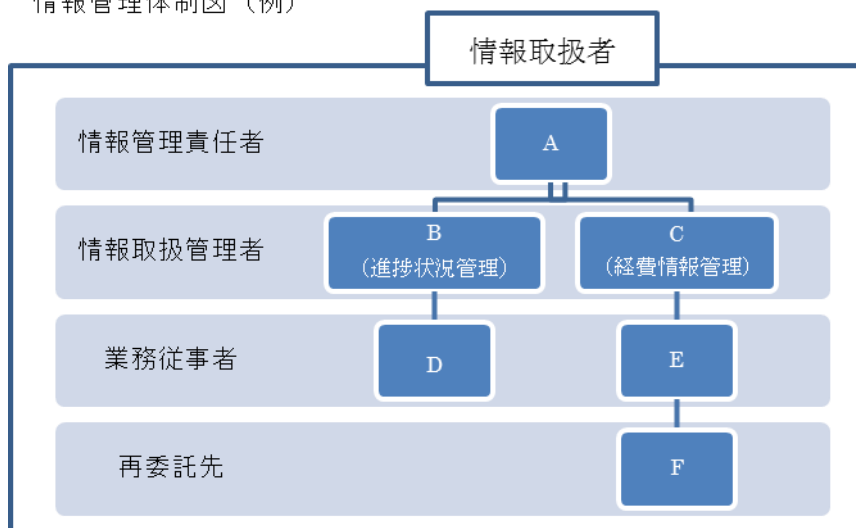
- (1) 本委託業務の実施に当たって速やかに実施体制を構築し、事前に IPA の了解を得た上で、実施体制表を提出すること。
- (2) 実施体制表には、プロジェクトリーダー、個人情報取扱責任者を各々1名ずつ選任するとともに、各作業の責任者、担当の区別を行い、氏名、所属、担当業務、指揮命令系統及び連絡先を記載すること。
- (3) 請負者は、大規模プロジェクト(200~300人月以上の規模)の運営経験・能力を有すること。
- (4) 請負者は、本システムの特性に類似するシステムの構築経験を有し、システムの複数年に渡る安定した運用実績を有すること。
- (5) 請負者は、クラウドネイティブ開発に関する業務経験を有しており、クラウド環境への業務システム移行経験を有していること。
- (6) 請負者は、選定するクラウドサービスの MSP 上位認定を取得していることやプレミアムコンサルティングパートナー認定を受けている、またはパートナー認定を受けていること。
- (7) 請負者は、選定するクラウドサービスの認定資格取得者が多数在籍していること。
- (8) 請負者は、以下の資格を有していること。
 - ① ISO9001(品質マネジメントシステム)又は CMMI レベル3以上

- ② ISMS 若しくは ISO/IEC27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
 - ③ ISO14001 (環境マネジメントシステム)
 - ④ プライバシーマーク
- (9) プロジェクトリーダーは、経済産業大臣が認定する情報処理技術者（プロジェクトマネージャ）、プロジェクトマネジメント・スペシャリスト（日本プロジェクトマネジメント協会認定資格）または、米国 PMI 認定の PMP (Project Management Professional) のいずれかの資格を有し 2 年以上の実務経験を有すること。若しくはこれらと同等の技術水準を満たすことを業務経験等から証明できる者を 1 名以上含めること。
 - (10) プロジェクトリーダーは、官公庁・独立行政法人での開発経験を 5 年以上有しており、また、官公庁・独立行政法人の類似の開発案件のプロジェクトマネージャーを 3 年以上経験していること。
 - (11) 官公庁向けにポータルサイトを含む情報システムを構築、導入した実績・経験を有し、本業務遂行を確実にする履行体制（品質管理体制、支援体制を含む）を確保していること。
 - (12) 業務従事者の中に最新のウェブアクセシビリティ JIS 規格（JIS X 8341-3:2016）に関する専門的な知識・知見を有する者を含めること。
 - (13) ターゲット（ペルソナ）分析やカスタマージャーニーマップの策定等の実務経験を有する、若しくはこれらと同等の技術水準を満たすことを業務経験等から証明できる者を 1 名以上含めること。
 - (14) プロジェクトメンバーに、マイクロサービスを用いた Web システム構築の要件定義、基本設計、導入支援、運用の実施経験を十分に持つ経験者がいることが望ましい。
 - (15) プロジェクトメンバーに、クラウドを用いた Web システム構築の要件定義、基本設計、導入支援、運用の実施経験を十分に持つ経験者がいること。
 - (16) プロジェクトメンバーに、200～300 人月以上の開発プロジェクトを実施しているメンバーが、プロジェクト内に PM 以外に 2 名以上有していること。
 - (17) プロジェクトメンバーに変更が生じる場合、その旨を IPA 担当者に報告し、承認を得ること。また、交代する際には現状より能力、技術力、経験等の質を落とすはならない。
 - (18) 情報セキュリティ対策の観点から、情報処理技術者試験の情報処理安全確保支援士試験の合格者またはそれと同等以上の資格等を有し、2 年以上の実務経験を有する要員が含まれることが望ましい。
 - (19) 本業務に従事する者は、日本語での会話及び読み書きが可能で、IPA 役職員と十分な意思疎通が図れること。
 - (20) 情報管理体制について、以下に記載する事項を遵守すること。
 - ① 請負者は、本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、IPA に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当部門の合意を得ること。（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。）なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。
 なお、IPA との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を情報取扱者としてはならない。

【確保すべき履行体制】

- 契約を履行する一環として契約相手方が収集、管理、作成等した一切の情報が、IPA が保護を要しないと確認するまで情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達または漏えいされないことを保証する。
- IPA が個別に承認した場合を除き、請負者以外の者（請負者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント、その他請負者に対して指導、監督、業務支援、助言、監督等を行う者を含む一切の請負者以外の者）に対して伝達または漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

情報管理体制図（例）



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- 本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- 本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- IPA との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を記載してはならない。

情報取扱者名簿

		(しめい) 氏名	個人 住所	生年 月日	所属 部署	役職	パスポート 番号及び 国籍(※4)
情報管理 責任者 (※1)	A						
情報取扱 管理者 (※2)	B						
	C						
業務従事 者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

※1 請負者として情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

※2 本業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※3 本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※4 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

- ② 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示または漏えいしてはならないものとする。ただし、担当部門の承認を受けた場合はこの限りでない。
- ③ ①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面または情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当部門へ届出を行い、同意を得なければならない。
- ④ 本業務に従事する全ての者の経歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績、専門知識や知見、母国語及び外国語能力、国籍等）がわかる資料を提出すること。
※経歴を提出しない者の人件費は計上不可とする。
- ⑤ IPA から提供した資料または IPA が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、IPA の指示に従うこと。業務日誌をはじめとする経理処理に関する資料については適宜

保管すること。

10.2. スケジュール管理

各タスクの状況把握及びスケジュール管理を行うため、次の要件を満たす進捗管理を実施すること。

- (1) WBS (Work Breakdown Structure) 等により作業工程ごとに必要な成果物、作業タスクを明確にすること。
- (2) 作業タスクごとの、内容、担当者、期間、成果物、レビュー方法、リスク、開始・終了条件及び進捗計測基準を明確にすること。
- (3) プロジェクトの進捗状況を管理する進捗管理表及び各作業タスクの進捗状況等を定量的に分析した報告書を定期的（月2回の頻度）に作成及び提出し、IPAの承認を得ること。
- (4) 計画から遅れが生じた場合は、原因を調査し、要員追加や担当者変更等の体制見直しも考慮した改善策を提示し、IPAの承認を得た上で、実施すること。
- (5) プロジェクトメンバーや担当作業に変更が生じる場合、その旨をリスク分析結果とともにIPAに報告し、承認を得ること。
- (6) 定期的に進捗状況報告書を作成の上、作業状況を報告すること。

10.3. 品質管理およびリスク管理

- (1) 品質の検証や改善のため、品質計画および品質評価基準を作成しプロジェクト計画書に記載すること。
- (2) 品質評価計画の立案、検証及び品質改善策の検討と実施を管理する体制を確保すること。
- (3) 品質確保に関する各種取り組みが手順通り実施されていることを確認し、定期的にIPAへ報告すること。
- (4) 各種テスト等の完了時には、品質管理者とIPA責任者が参加する品質評価会議を開催し、品質および工程について、IPAの承認を得ること。
- (5) プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因や発生確率、影響度および管理方法等について定期的に具体的な分析を行うこと。
- (6) 分析結果を記載した報告書等により定期的にIPAへ報告すること。

10.4. 課題管理

プロジェクトで発生した各種課題を管理するため、次の要件を満たす課題管理を実施すること。

- (1) 課題の内容、発見者、発生日、優先度、解決予定日、担当者、対応状況、対応策、対応結果及び解決日等の情報を一元的に管理すること。
- (2) 定期的に課題対応状況を監視し、解決を促す仕組みを構築し、対応策を含めIPAへ報告すること。
- (3) 課題発生時には、速やかにIPAに報告し対応策を検討すること。

10.5. コミュニケーション管理

本業務に関する全ての参画者が円滑かつ効率的なコミュニケーションを可能とするため、次の要件を満たすコミュニケーション管理を実施すること。

- (1) プロジェクトで実施すべき会議について、内容、出席者、開催頻度、提示情報および必要フォーム等を提案すること。
- (2) IPAに提出する報告フォームは、現状、計画との差異、今後の予測および対応策等が盛り込まれていること等を必須とし、状況把握および各種判断を容易に行えるものを実現すること。
- (3) プロジェクトにおけるコミュニケーションを円滑に行うため、プロジェクト関連情報の作成、収集、配布、共有及び蓄積等の一連のプロセスに関するルールを策定すること。
- (4) 進捗管理を始めとした日々の情報共有において、すべてメールでのやり取りを行うことは煩雑さや見落としの要因となるため、IPAへ提案の上、セキュリティに配慮した適切なコミュニケーションツールを用意すること。
- (5) 作業工程ごとにおける各種作業に関する打合せ、成果物等のレビューのほか、進捗・課題等に関する報告を定期的に行うオンライン会議を開催すること。対面会議の場合はIPAにて行うが、来構する際にかかる旅費等の費用は請負者にて負担すること。

- (6) 会議をオンラインで行う際には、使用について IPA に確認のうえ、オンライン会議ツールを請負者にて用意すること。また、セキュリティ対策に充分留意すること。
- (7) 会議、報告会等については、会議の内容、対象者及び開催頻度等を明確にすること。なお、会議の開催頻度等は、各作業工程の状況等を鑑みて、IPA と協議の上、必要に応じて変更すること。
- (8) 各会議において議事録を作成し、IPA に提出し承認を得ること。

10.6. その他

密にコミュニケーションしながらプロダクトのビジョンを共有して開発を進めるために、両者が利用できるクラウド環境での管理ツール（JIRA、Backlog、Redmine など）を導入すること。

管理ツールは請負者にて調達し、本番稼働後は IPA に移管する。調達の初期費用およびランニング費用は当案件の金額に含む。

以上

IV. 入札資料作成要領及び評価手順

「情報セキュリティ対策支援システムの刷新」

入札資料作成要領及び評価手順

独立行政法人 情報処理推進機構

目 次

第1章 入札者が提出すべき資料等

- 1.1 入札者が提出すべき資料
- 1.2 留意事項

第2章 提案書の作成要領及び説明

- 2.1 提案書の構成及び記載事項
- 2.2 プロジェクト計画書案の作成方法
- 2.3 提案書様式
- 2.4 留意事項

第3章 添付資料の作成要領

- 3.1 個人情報保護体制についての記入方法
- 3.2 情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書の記入方法
- 3.3 (※必要な場合)

第4章 評価項目一覧の構成と記載要領

第5章 評価手順

- 5.1 落札方式
- 5.2 総合評価点の計算
- 5.3 技術審査
 - 5.3.1 技術審査
 - 5.3.2 評価基準
- 5.4 合否評価
- 5.5 技術点の算出

第1章 入札者が提出すべき資料等

1.1 入札者が提出すべき資料

入札者は、独立行政法人 情報処理推進機構（以下「機構」という。）が提示する資料を受け、下表に示す資料を作成し、機構へ提示する。

[入札者が機構に提示する資料]

資料名称	資料内容
①委任状 ②入札書	詳しくは入札説明書を参照のこと。
③提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。主な項目は以下のとおり。 ・全体方針 ・開発方針の考え方 ・情報システムの機能等に関する要件の実現方策 ・開発プロセスに関する要件の実現方策 ・プロジェクト管理に関する要件の実現方策 別紙：「プロジェクト計画書案」にて作業の体制及び管理方法などについて記載すること。
④添付資料	以下の資料を添付すること。 ・個人情報保護体制について ・情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書 ・情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図） ・情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）
⑤補足資料（任意提出）	入札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。補足資料に記載されている内容は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例：担当者略歴、会社としての実績、実施条件等 ※ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。
⑥評価項目一覧	V. 評価項目一覧にて提示している、本件に係る提案をどのような観点・基準で評価するかを取りまとめた表。
⑦資格審査結果通知書の写し ⑧提案書受理票	詳しくは入札説明書を参照のこと。

1.2 留意事項

- ① 提案書について、目次構成は「V. 評価項目一覧」の構成と同一とすること。
- ② 評価項目一覧の提出にあたっては、「提案書該当ページ」欄に該当する提案書のページ番号が記入されていること、「提案書該当項番」欄に該当する提案書の項番が記入されていること、及び「必須要件」欄に記入漏れがないこと。

第2章 提案書の作成要領及び説明

2.1 提案書の構成及び記載事項

次表に、「V. 評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項の概要を示す。提案書は、当該「提案書の目次」に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で実現可能な内容を記述すること。なお、目次及び要求事項の詳細は、「V. 評価項目一覧」を参照すること。

[提案書目次]

提案書 目次項番	大項目	提案要求事項の概要説明
1	全体方針	「Ⅲ. 仕様書」の3. 開発の範囲に対応する、業務の請負範囲等について記載する。
2	開発方針の考え方	「Ⅲ. 仕様書」の2. 開発方針に対する、本システムへの勧考え方について記載する。
3	情報システムの機能等に関する要件の実現方策	「Ⅲ. 仕様書」の4. ～7. に対応する、情報システムの機能要件、非機能要件、稼働環境等に対する実現方策について記載する。
4	開発プロセスに関する要件の実現方策	「Ⅲ. 仕様書」の8. ～9. に対応する、テスト要件、移行に対する実現方策について記載する。
5	プロジェクト管理に関する要件の実現方策	「Ⅲ. 仕様書」の10. に対応する、プロジェクト管理要件に対する実現方策について記載する。
6	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定又は行動計画の策定状況。 ※本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。
別紙	プロジェクト計画書案	本件を確実に実施するための、体制、要員、工程計画、工程管理計画、品質保証計画、セキュリティ計画などについて「プロジェクト計画書案」としてまとめたもの。詳細は、2.2プロジェクト計画書案の作成方法を参照のこと。 注) この提案書別紙は、採点の対象となる。

2.2 プロジェクト計画書案の作成方法

PMBOK等に基づいたプロジェクト計画書案を作成の上、提案書の別紙として提出すること。プロジェクト計画書案は、ひとつの独立したドキュメントとして成立するように構成し、章立てを提案書本文から引き継がずに最初から開始すること。

プロジェクト計画書案には、以下の内容が含まれていることを要求する。提案書本文で記述した事項と重複することを妨げない。

また、IPA側の体制等、提案時点で知り得ない情報を要するものについては、想定できる範囲内で記述すること。

① 実施体制

- ・作業要員等について、実働可能な人数と役割を含めて図表を用いた記述。
- ・特に再請負により業務の全部または一部を第三者と共同で行う場合には、それぞれの役割分担と関係。
- ・開発の一部を外注する場合、その作業内容。
- ・主要なリーダー/担当者について、担当作業、スキル、略歴
- ・社内外のセキュリティに関する教育の受講歴

- ・コミュニケーション計画及びプロジェクトの意思決定手順
- ② 工程計画（資源・工数・要員などの計画を含む）
 - ・EVMに基づくWBS（ワーク・ブレイクダウン・ストラクチャー。少なくともレベル2、必要に応じてレベル3まで細分化され、かつ、作業項目毎に工数、コスト等により定量化されていること）
 - ・主要なマイルストーン
- ③ 工程管理計画
 - ・具体的な、WBSディクショナリーの骨子及び進捗評価基準（あるいはその考え方）
 - ・ドキュメント一覧（納品物だけでなく、プロジェクト遂行にあたって用いるドキュメントを全て）
- ④ 品質保証計画
 - ・具体的な、ドキュメント作成基準の考え方、ドキュメントレビュー計画、品質評価指標の考え方など
 - なお、一部のドキュメントについて、仕様書において作成基準を指定している場合があるので注意すること。
- ⑤ セキュリティ計画
 - ・実施体制、設計における情報セキュリティ対策の方針前提条件、制約条件及びリスク分析

2.3 提案書様式

- ① 提案書及び評価項目一覧はA4判にて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ② 提案書については、電子媒体に保存された電子ファイルの提出を求める。その際のファイル形式は、原則として、Microsoft Office形式、Open Office形式またはPDF形式のいずれかとする（これに抛りがたい場合は、機構まで申し出ること）。記録媒体は、CDまたはDVDとする。

2.4 留意事項

- ① 提案書作成に当たって、「1.2 留意事項 ①」に注意する。
- ② 機構から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ③ 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ④ 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）補足資料として提出する。
- ⑤ 入札者は、提案内容について具体的に提案書本文に記載すること。より具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、提案書本文との対応付けをした上で補足資料として提出することは可能であるが、その際、提案要求事項を満たしているかどうか提案書本文により判断されることに留意すること。例えば、提案書本文に「補足資料〇〇参照」とだけ記載しているものは、提案書に具体的提案内容が記載されていないという評価となる。
- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと機構が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。
- ⑦ 提案書、その他の書類は、本入札における総合評価落札方式（加算方式）の技術点評価にだけ使用する。ただし、落札者の提案書（別紙を除く）は契約書に添付する。
- ⑧ 提案書別紙「プロジェクト計画書案」については、調整の後に合意形成するものとする。

第3章 添付資料の作成要領

3.1 個人情報保護体制についての記入方法

【様式-A】を用いて作成してください。

「ご回答者連絡先」を記入し、設問に回答（はい、いいえのいずれかに「○」を付してください。）の上、必要事項の追加記入をお願い致します（※余白を縦横に伸縮してご記入ください）。

なお、本様式は、個人情報の取扱いに関して御社が講じている保護措置について確認することを目的としております。従いまして、設問は応募資格を定めているものではなく、回答の内容により直ちに失格となるということはありません。但し、プロジェクト計画の妥当性評価に用いる場合があります。

3.2 情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書の記入方法

本件の担当部署を含む組織体を対象として、情報セキュリティ対策ベンチマーク（<http://www.ipa.go.jp/security/benchmark/index.html>）を実施いただき、その結果をご報告いただきます。【様式-B】に従い作成してください。

なお、本様式は、御社における情報セキュリティに対する取組について確認することを目的としております。従いまして、設問は応募資格を定めているものではなく、回答の内容により直ちに失格となるということはありません。但し、プロジェクト計画の妥当性評価に用いる場合があります。

第4章 評価項目一覧の構成と記載要領

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。「提案書ページ番号」及び「遵守確認欄」については、【入札者が記載する欄】として記載要領を示している。

[評価項目一覧の構成と概要]

項目欄名		概要説明
提案書の目次		評価項目一覧の提案書の目次。提案書の構成は、評価項目一覧の構成と同一であること。
評価項目		評価の観点。
評価区分	遵守確認事項	本件を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る内容の提案は求めず、当該項目についてこれを遵守する旨を記述する。
	提案要求事項 (必須)	必ず提案すべき事項。これら事項については、入札者が提出した提案書について、各提案要求項目の審査基準に従い評価し、それに応じた得点配分の定義に従い採点する。 基礎点に満たない提案は、不合格とする。
	提案要求事項 (任意)	必ずしも提案する必要はない事項。これら事項については、入札者が提案書に記載している場合にのみ、各提案要求項目の審査基準に従い評価し、それに応じた得点配分の定義に従い採点する。また、当該項目への提案内容により不合格となることはない。
提案書ページ番号		【入札者が記載する欄】 作成した提案書における該当ページ番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は、本欄に記載されたページを各提案要求事項に係る提案記述の開始ページとして採点を行う。 プロジェクト計画書案については、別紙における該当ページ番号を記載すること。
遵守確認欄		【入札者が記載する欄】 評価区分が「遵守確認事項」の場合に、入札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には×を記載する。
配点構成及び審査基準		評価区分が「提案要求事項（必須）」または「提案要求事項（任意）」の評価項目に対して、どのような基準で採点するかを示している。

第5章 評価手順

5.1 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「5.2① 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 「V. 評価項目一覧」の遵守確認事項及び評価区分の必須項目を全て満たしていること。

5.2 総合評価点の計算

①総合評価点の計算

$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$
--

$$\text{技術点} = \text{基礎点} + \text{加点}$$

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

※価格点は小数点第2位以下を切り捨てとする。

②得点配分

技術点415点

価格点208点

5.3 技術審査

5.3.1 技術審査

「V. 評価項目一覧」で示す評価項目、評価基準、配点構成に基づき技術審査を行う。
なお、審査にはヒアリングより得られた評価を加味するものとする。

5.3.2 評価基準

各評価項目には、下表の評価指標に則った評価基準が具体的に設定されている。
この評価基準に基づき、審査員は合議制により各評価項目の評価ランクを決定する。
評価項目によっては、一部の評価ランクを適用しないことが予め決められている場合がある。
例えば、任意の提案要求事項については、提案がないことにより不合格としないため、ランクDは適用しない。

評価 ランク	評価指標
S	通常の想定を超える卓越した提案内容であるなど。
A	通常想定される提案として、優位性のある内容である。
B	通常想定される提案としては妥当な提案であると認められる。
C	最低限の記述があると認められる。
D	内容が要件に対して不十分である、明らかに提案要求事項を満たさない、他の提案内容との間に看過できない矛盾がある、遵守確認事項との矛盾がある、あるいは記載がない。(不合格)

ただし、「4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、下表の評価基準に基づき加点を付与する。複数の認定等が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を付与する。

認定等の区分		項目別得点
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）	プラチナえるぼし（※1）	15
	認定基準○（5）（※2）	12
	認定基準○（3～4）（※2）	10
	認定基準○（1～2）（※2）	7
	行動計画（※3）	3
次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん認定企業	15
	くるみん認定企業（R4改正後）（※4）	10
	くるみん認定企業（R4改正前）（※5）	9
	トライくるみん認定企業（※6）	8
	くるみん認定企業（H29改正前）（※7）	7
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		11

※1 改正後女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※4 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定（令和4年4月1日以降の基準）

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※7の認定を除く。）（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定（平成29年3月31日までの基準）

5.4 合否評価

評価ランクDが設定されている評価項目について、評価ランクがDとなった場合には、不合格となる。従って、一つでも要件を満たしていないと評価した場合は、その提案は不合格となる。

5.5 技術点の算出

ランクD（不合格）の評価が無い提案について、全ての評価項目における得点を合計し、これを技術点とする。

【様式-A】

個人情報保護体制について

本様式は、個人情報の取扱いに関して御社が講じている保護措置について確認することを目的としております。お手数ですが、最初に「ご回答者連絡先」を記入し、以下の設問に回答（はい、いいえのいずれかを○で囲みください。）の上、必要事項の追加記入をお願い致します。

余白を縦横に伸縮してご記入ください。

ご回答者連絡先

組 織 名	
部 署 名	
氏 名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

Q 1. 個人情報保護に係るプライバシーポリシー・規程・マニュアルはございますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に名称、作成年月日、作成の参考にした業界ガイドライン（名称・作成機関名）を記入してください。

【個人情報保護に関するプライバシーポリシー・規程・マニュアル】

Q 2. 個人情報保護に係る組織内体制はありますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に担当部門、役職名、役割、担当業務範囲を記入してください。

【個人情報保護に係る組織内体制】

Q 3. 個人情報を取扱う従事者（派遣職員、アルバイトを含む）への教育・研修を実施しておりますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に実施部門、開催時期・年間回数、対象者、使用テキストを記入してください。

【個人情報保護に係る従事者への教育・研修体制】

Q 4. 個人情報保護に係る監査規程はありますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に監査規程（名称、制定年月日）を記入してください。また、すでに監査の実績がある場合は、直近の監査実施日を記入してください。

【個人情報保護に係る監査規程・直近の監査実施日】

Q 5. 情報処理システムの安全対策はありますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

【情報処理システムの安全対策】

「いいえ」と回答した設問に対して、このたびのIPAからの個人情報を取扱う業務を実施する上でご検討されている保護措置の案があれば以下にご記入ください。形式は自由です。余白を縦横に伸縮してご記入ください。

【今回の個人情報を取扱う業務でご検討されている保護措置案】

Q 6. 認定団体からプライバシーマークを付与されておりますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入（上書き）してください。

認定番号：○○○○○○○

有効期間：○○○○年○○月○○日 ～ ○○○○年○○月○○日

情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書

情報セキュリティ対策ベンチマークを実施し、下記の評価結果に相違ないことを確認します。

記

1. 確認日時

令和 年 月 日 【実際に確認を行った日時】

2. 確認対象

【情報セキュリティ対策ベンチマークの確認を行った範囲について記載
(例、本件業務を請け負われる部署を含む組織体等の名称)】

3. 情報セキュリティ対策ベンチマーク実施責任者

【情報セキュリティ対策ベンチマークによる確認を実施した者】

4. 確認結果

全項目に係る平均値：

なお、ベンチマーク実施出力結果を別紙として添付します。

V. 評価項目一覧

別紙「評価項目一覧」を参照とすること。